

**小林市野屍防災交流拠点整備
基本方針・基本計画
(案)**

**令和 8 年 5 月
小林市**

目次

第1章 はじめに

- 1 野尻庁舎改築の必要性和経過…………… 1
- 2 基本方針・基本計画の位置付け…………… 1

第2章 野尻庁舎の現状

- 1 野尻庁舎の状況…………… 3
- 2 野尻庁舎改築に係る上位計画の方針…………… 9
- 3 野尻町区域及び野尻庁舎周辺地域の現状……………13
- 4 市民ニーズの把握……………18
- 5 野尻庁舎改築の方向性に関する検討……………25

第3章 野尻庁舎改築に当たっての課題

- 1 課題……………27
- 2 整備のポイントの整理……………29

第4章 「小林市野尻防災交流拠点」整備の基本方針

- 1 整備方針……………30
- 2 具体的な整備の方向性……………31
- 3 建設地……………31
- 4 集約する対象施設及び機能……………32
- 5 機能別整備方針……………32
- 6 施設整備の規模……………33

第5章 「小林市野尻防災交流拠点」整備の基本計画

■新施設：「（仮称）野尻防災交流施設」…35

- 1 整備方法……………35
- 2 構造・耐用年数……………35
- 3 耐震安全性の目標……………36
- 4 設備整備……………37
- 5 省エネ・環境共生への配慮……………37
- 6 整備内容……………37
- 7 整備イメージ……………40

■別館：「野尻庁舎」……………41

- 1 整備方法……………41
- 2 整備内容……………41
- 3 整備イメージ……………42

■「外構」……………43

- 1 整備内容……………43
- 2 整備イメージ……………43

■野尻防災交流拠点の整備の一例……………43

第6章 概算事業費及び事業スケジュール

- 1 概算事業費……………48
- 2 財源……………48
- 3 事業スケジュール……………48

第7章 その他

- 1 運営管理方法……………50
- 2 周辺地域整備……………50

参考資料……………51

- ・小林市野尻庁舎改築推進委員会設置要綱
- ・小林市野尻庁舎改築市民懇話会設置要綱

第1章 はじめに

1 野尻庁舎改築の必要性と経過

野尻庁舎では、野尻総合支所業務を始め、本庁と連携して野尻町区域住民の総合窓口として行政サービスを提供しています。また災害時には、消防団活動や司令塔となる防災拠点であり、市全体の情報通信副拠点*として、市民の生命と生活を守る重要な役割を担っています。

その中、本館は昭和48年1月、別館は平成5年1月にそれぞれ建築され、令和8年4月時点で53年、33年が経過しています。特に、旧耐震基準で建てられた本館は、平成29年度の耐震診断で、1階の耐震性能が著しく低いことが報告されています。これは、庁舎や防災拠点としての機能の維持や役割の発揮だけでなく、市民や職員の安全にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。加えて老朽化が進行しており、これまでも時代の要請に応じて改修等を行ってきましたが、修繕や維持管理経費の増大、バリアフリー対応の不十分さ、災害時対応機能の不足など多くの課題に直面しています。

また、野尻庁舎周辺は公民館や保健福祉センター等の公共施設に加え、商工会やJA等の公共性をもつ地域団体、民間企業、商店街、交通機能、医療機関等が集積し、住民生活の拠点として街が形成されています。しかし、少子高齢化等に伴う生産年齢人口の減少が進行する中、各種産業の縮小や担い手不足、施設の老朽化といった課題も抱えています。

このような課題等を踏まえ、野尻庁舎の整備方針について、今後の人口減少社会の動向を見据えつつ持続可能な地域づくりと市民サービスの向上を目指す観点から慎重に検討を重ね、ここにその方向性をまとめるものです。

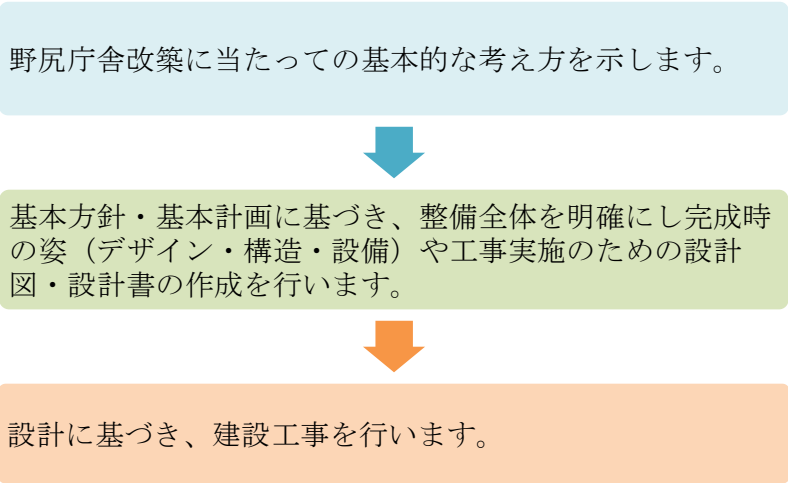
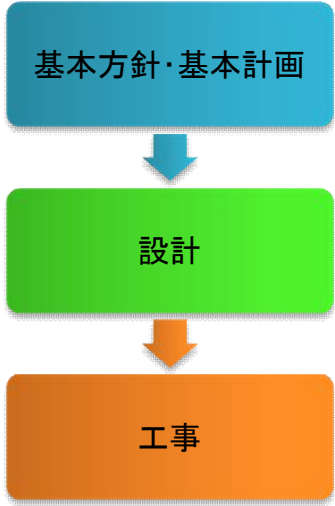
※情報通信拠点…災害発生時において市民への情報伝達、指定避難所との連絡調整並びに県等への報告・応援要請など災害に関する情報を統括する施設のこと。

(主な検討経過)

年度	内容
平成29年度	野尻庁舎本館耐震診断実施
令和3年度	小林市公共施設個別施設計画において、本館建替えの方針決定
令和5年度	小林市野尻庁舎改築推進委員会設置
令和6年度	小林市野尻庁舎市民懇話会設置
令和7年度	小林市野尻庁舎市民懇話会提言書提出 小林市野尻庁舎改築に関する基本方針・基本計画検討
令和8年度	小林市野尻防災交流拠点整備基本方針・基本計画策定(予定)

2 基本方針・基本計画の位置付け

この基本方針・基本計画は、野尻庁舎改築に当たり、現状や課題を明らかにし、整備方針を始め、施設の規模や概算事業費、事業スケジュール、導入する機能、事業手法等、野尻庁舎改築の設計・工事を進める上で必要となる方向性を整理するものです。



第2章 野尻庁舎の現状

1 野尻庁舎の状況

(1) 野尻庁舎（野尻総合支所）の設置

野尻庁舎は、野尻総合支所等の行政執務を行う市庁舎として、野尻町区域住民に身近なサービスを総合的に提供するために設置しています。

住民に身近な総合的サービスとは、戸籍、税、保険、福祉等の基本的な行政機能の提供に加え、野尻町区域住民の生活に必要な行政サービスを提供するための生活実態やニーズの把握、地域の実情を踏まえた柔軟な対応（防災、災害時対応、地域振興）、地域住民との協働（自治会、地域団体、事業所等との連携）が含まれ重要な役割を果たしています。

特に、災害発生時には消防団活動や対策の前線拠点となり、本庁と連携して野尻町区域の司令塔としての機能を担っています。

小林市総合支所設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項*規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、総合支所を設置する。

（名称、位置及び所管区域）

第2条 総合支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称：小林市野尻庁舎

位 置：小林市野尻町東麓1183番地2

所管区域：小林市野尻町の区域

※地方自治法第155条第1項（抜粋）

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 野尻庁舎の建築年、規模等

野尻庁舎は、昭和47年度に本館を建築、平成5年度に別館を増築し、本館と別館を一体的に使用しています。敷地内には、車庫、屋外トイレ、バス待合所、倉庫、資材置場等が設置されています。

（建物別の概要）

項目	建築時期	築年数 (R8.4)	構造	階数	延床面積	耐震度
本館	昭和48年1月 (1973年)	53年	鉄筋コンクリート造	地上2階 地下1階	1,770.58 m ² ・1F 795.866 m ² ・2F 775.929 m ² B1F 198.785 m ²	旧耐震 基準
別館	平成5年1月 (1993年)	33年	鉄筋コンクリート造	地上2階	1,094.938 m ² ・1F 546.682 m ² ・2F 548.256 m ²	新耐震 基準
車庫	昭和59年3月 (1984年)	42年	鉄骨造	地上2階	610.00 m ²	新耐震 基準



本館西側から



本館南側から



本館・別館東側から



別館北側から



本館・別館西側屋上から



野尻庁舎周辺地図

(3) 耐震性能

旧耐震基準で建設された本館について、平成 29 年度に耐震診断^{※1}を実施しました。その結果、1 階は両方向（X・Y 方向）ともかなり低く早急な対策が必要であるという結果でした。別館及び車庫は、新耐震基準により建設された建物であるため、耐震診断は実施していません。

（建物別の耐震性能）

項目	診断	Iso 値 ^{※2}	結果 (Is 値 ^{※3})				講評
			1F X 方向	1F Y 方向	2F X 方向	2F Y 方向	
本館	有	0.9	0.332	0.439	1.316	1.075	1 F は両方向ともに耐震性能がかなり低い。 ^{※4}
別館	無	0.9	—	—	—	—	—
車庫	無	0.6	—	—	—	—	—

※1 (平成 25 年制定)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説_令和 3 年度版より

※2 Iso 値(構造耐震判定指標)…Is 値水準に施設の重要度係数、地震地域係数、地盤の状況を示す係数を乗じた野尻庁舎の構造耐震判定における指標値

※3 Is 値(構造耐震指標)…建物の強度、粘り、形状、バランス、経年劣化を数式にあてはめ、数値化したもの。この数字は、建物の耐震性能を表し、大きいほど耐震性が高い

※4 平成 29 年 7 月 10 日付け診断結果より

(4) 劣化度調査結果と健全度

小林市公共施設個別施設計画の策定時（令和 2 年度）に実施した、野尻庁舎の劣化度調査結果において、本館は劣化度、健全度とも非常に低く、当該計画期間（令和 3 年度～令和 12 年度）に「建替え」の方針となっています。別館は、長寿命化改修を実施し、耐力や機能を向上させ、適用年数を超えて使用できるようにする「長寿命化」の方針です。車庫は、必要な修繕を加えながら利用していく「適正管理」の方針です。

項目	屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	改修種別
本館	C	C	D	C	C	28	建替え
別館	B	B	B	B	B	75	長寿命化
車庫	B	C	B	B	B	64	適正管理

※劣化度調査と健全度判定は令和 2 年度実施

(5) 利用状況

野尻庁舎は、行政機能に加え市立図書館野尻分館を庁舎内に設置するほか、消防団活動拠点、生涯学習講座、選挙投票所、市民や市民団体の会議、輝けフロンティアのじり事務所などの地域コミュニティ機能や地域住民の利用に供する機能等多様に利用されています。

一方で、本館 2 階には市町合併に伴い未使用となった議場等、1 階には行政組織の統合等に伴い未使用となった執務室等、利用していないスペースがあります。

（令和 7 年 4 月 1 日時点の利用状況）

NO.	用途		主な内容
1	行政機能	野尻庁舎地域振興課	地域振興、消防防災、防犯、地域コミュニティ、商工、営農、畜産、道路維持・整備、有害鳥獣、施設管理、消防無線、情報通信

2		野尻庁舎住民生活課	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、税務、国民健康保険、各種福祉、コミュニティバス、介護保険、環境保全、医療費助成、簡易水道
3		農業委員会事務局野尻農地調整グループ	農地の売買・賃借、農業者年金、農地転用
4	公共機能	会議	行政の会議、市民の会議、各種団体の会議
5		消防団活動拠点	消防団の平常時会議、消防団員の訓練、地域住民への研修、防災訓練、災害時の活動拠点、無線基地
6		選挙投票所	期日前投票所
7		野尻町コミュニティバス発着(旧福祉バス)	野尻地区コミュニティバス発着待合所
8		内山地区スクールバス発着	野尻小学校内山地区スクールバス発着待合所
9		市立図書館野尻分館	市立図書館の野尻分館
10		生涯学習講座	各種講座
11		学習室	児童生徒等の学習スペース
12		市民・市民団体の活動	輝けフロンティアのじり、自主防災組織

(6) 職員数

本市では効率的かつ効果的な行政運営を展開する中、市の内部事務の簡略化や業務の整理統合・集約化の推進及び本庁と総合支所の役割分担の明確化を図っています。

野尻庁舎においては住民に身近なサービスを総合的に提供することを主眼とした組織編成を行い、その対応に必要な職員数を配置しています。

(各職員数 各年4月1日時点) (人)

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
野尻庁舎※	54	53	54	49	44	42
市立図書館野尻分館	1	1	1	1	1	1

※野尻庁舎で従事する職員数(紙屋出張所職員含む)

(7) 市立図書館野尻分館の利用状況

市立図書館野尻分館は、小林市立図書館条例により設置しています。

旧野尻町では、野尻庁舎別館2階に図書室として設置していましたが、市町合併により野尻分館に位置付け、1階部分に拡充されました。

令和6年度末の野尻分館の面積は、265.8㎡(1階201.8㎡、2階64㎡)です。

運営は、指定管理委託しています。

野尻分館では、図書の貸出しやおはなし会、読み聞かせ、季節行事等の事業を開催しています。令和6年度の利用者数は3,387人で減少傾向です。年代別の利用者数は、一般が多い傾向にあり、月別の利用者数は、多い月は6月で333人、少ない月は2月で228人でした。また、1日当たりの平均利用者数は12.3人でした。

本館に事務所を配置し、分館は限られた職員(基本1人)で運営しているため、野尻庁舎内で運営することで、運営面、安全面にメリットがあります。

小林市立図書館条例（抜粋）

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、教育と文化の向上に寄与するため図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小林市立図書館

位置 小林市細野367番地1

（分館の名称及び位置）

第3条 小林市立図書館（以下「図書館」という。）に分館を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
小林市立図書館須木分館	小林市須木中原1741番地1
小林市立図書館野尻分館	小林市野尻町東麓1183番地2

①開館時間・休館日

館名	開館時間	休館日
本館	火～土曜 9時～19時 日・祝日 9時～17時	毎週月曜日・毎月1日（館内整理日） ※1日（月曜）の場合は2日（火曜） 年末年始（12月29日～1月3日） 祝祭日（須木分館・野尻分館のみ） 特別整理期間（蔵書点検）
須木分館	火～土曜 9時～17時	
野尻分館	火～土曜 10時～18時30分 日・祝日 10時～17時	

②年度別利用者数

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人	5,350	5,437	4,270	3,747	3,962	3,951	3,387

③年代別利用者数（令和6年度）

項目	小学生以下	中学生	高校生	一般	合計
人	367	52	16	2,952	3,387

④月別利用者数（令和6年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
人	317	270	333	332	248	255	288	287	270	260	228	299	3,387
日平均	13.2	11.7	13.3	13.3	11.3	11.1	11.1	12.5	11.7	11.3	16.3	12.5	12.3

⑤蔵書数（各年4月1日現在）

年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
冊	21,418	22,072	22,670	22,733	22,731	23,637	23,658	22,345

⑥年間貸出冊数

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
冊	15,772	15,692	13,237	14,544	16,035	16,646	14,511

(8) 生涯学習講座の利用状況

市の生涯学習講座について、野尻町区域では「野尻町保健福祉センター」又は「野尻庁舎」を会場として各種講座を開催しています。野尻庁舎では、別館2階の会議室を活用しますが、2階への移動は階段であることから、令和7年度は主に野尻町保健福祉センターで開催しました。

(9) 会議室の市民・市民団体等の利用状況

野尻庁舎の会議室は、本館3か所、別館4か所、車庫棟1か所の合計8か所あります。その内車庫棟は、空調設備が整備されおらず現在は使用していません。

本館・別館とも、行政による使用に加え、市民や市民団体、地域団体等による会議や活動等にも多く活用されています。

(利用者の例)

	団体名		団体名
1	市民	10	野尻町和牛部会
2	野尻町区長会	11	野尻地区友愛クラブ連絡協議会
3	野尻地区自主防災組織	12	小林市自治公民館連絡協議会野尻支部
4	小林市消防団協力会	13	のじり湖祭実行委員会
5	小林市消防団野尻地区分団	14	野尻町畜産振興会
6	輝けフロンティアのじり	15	小林市地域婦人連絡協議会野尻支部
7	野尻町商工会（本部・女性部・青年部・シール会・青色申告会）	16	小林地区交通安全協会野尻支部
		17	野尻原土地改良区
8	JAみやざき野尻統括支店	18	駐在所連絡協議会
9	小林市野尻町有害鳥獣捕獲対策協議会	19	校区社会福祉協議会

(10) 修繕状況

運営に支障が出ないよう必要な修繕を行っています。しかし、設備の耐用年数の経過に伴いその対応に苦慮する場合も生じています。

(主な修繕内容)

年度	主な内容
令和元年度	非常用発電機修繕、空調機修繕、庁舎漏電修繕、電話回線障害修繕
令和2年度	空調機取替、庁舎漏水修繕、庁舎漏電修繕、庁舎天井補修、階段昇降機修繕
令和3年度	分電盤取替、消防設備修繕、空調機修繕、非常用発電機故障(修理不可)、階段昇降機修繕
令和4年度	空調機修繕、空調室外機取替、階段昇降機修繕
令和5年度	空調用配管修繕、空調機修繕、高架タンク修繕
令和6年度	空調機取替、庁舎漏電修繕、分電盤修繕、消防設備修繕
令和7年度	空調機取替、照明配線修繕、照明設備修繕、給湯器取替

2 野尻庁舎改築に係る上位計画の方針

基本方針・基本計画の策定に当たり、県や本市の上位計画及び関連計画等との整合を図るため、各計画の該当部分について抜粋し関係性を整理します。

(1) 第3次小林市総合計画（前期基本計画）

第3章 基本施策 4「くらし」分野 4－(1) 防災力・災害対応力を高めます
方針1 地域防災の自助・共助による体制の確立 小林市地域防災計画における自助・共助・公助の役割分担による防災体制を確立するために、地域住民が主体となり各地区ごとの特性や想定する災害に合わせた地区防災計画の策定及び地区防災計画に基づく防災訓練や防災講話など自主防災組織の活動を共に推進することで、地域の防災力の強化を図ります。
方針2 災害対応力の強化 自助・共助・公助の連携において地域の防災活動の担い手となる消防団員の活動を市ホームページや広報紙によるPRに取り組み、出動、訓練及びその他の活動の実態に応じた適切な処遇の改善を行い、安全確保のための装備や消防資機材等の充実を図り、消防団員数の確保に努めます。
第3章 基本施策 5「計画の実現に向けて」 5－(3) 公共施設等のマネジメントを推進します
方針1 公共施設等の適正化の推進 公共施設等の在り方や施設総量の見直しにより、施設の集約化や複合化を推進します。

(2) 小林市過疎地域持続的発展計画

第9章 教育の振興
第2節 その対策
④ 社会教育については、社会教育団体や各種協議会等と連携を図る。また、生涯学習のまちづくりを具体的に進めるに当たり、生涯学習推進体制の充実を図るとともに、図書館を中心として、幼児から高齢者まで生涯を通して読書活動に親しむ環境を整備する。
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
第2節 その対策
耐震基準を満たしていない須木庁舎及び野尻庁舎については、防災拠点と利便性を考慮した施設整備を図っていく。

(3) 小林市公共施設等総合管理計画（第2期）

2 基本方針
(1) 公共建築物
① 計画的な維持管理等を実施することにより、既存施設の有効活用等を図り、原則として新たな公共施設の整備は行わないこととします。新たな公共施設の整備を検討する必要が生じた場合には、後年度の財政負担等を総合的に勘案するものとします。
② 施設を更新（建替）する場合は、統合（集約化・複合化）等を検討するものとし、機能を維持しつつ、施設総量（総床面積）の縮減を図るものとします。
③ 用途や機能が重複している施設等については、地域の特性や利用状況等を総合的に勘案しながら、集約化等により、機能を維持しつつ、施設総量（総床面積）の縮減を図るものとします。
④ PPP/PFI など、民間活力の活用を検討するとともに、事後的な修繕等だけでなく、必要に応じて、適切な時期に修繕等を行う予防的な保全の実施も検討するなど、施設の適正な保全、長寿命化に努め、ライフサイクルコストの縮減及び更新費用の平準化等を図ります。
⑤ 公共建築物の令和7年度からの40年間の更新費用は、総額約1,633億円と見込まれています。一方、過去の投資的経費の実績等から、今後の年間の投資可能経費を年間約10.9億円と見込んだ場合、将来投資見込額は40年間で約436億円となり、40年間で約1,197億円（約73%）の不足が見込まれるため、①～④の取組を通じて、計画期間である10年間で更新費用総額の約18%の縮減を図ります。

(4) 小林市公共施設個別施設計画

計画期間の更新計画

野尻庁舎本館・別館・車庫

施設用途：行政系施設

野尻庁舎 本館：建替え

(5) 小林市地域防災計画

第2編風水害 共通対策編

第2章災害予防計画

第1 防災拠点の整備計画

1 情報通信拠点の整備

災害発生時において、市民への情報伝達、指定避難所との連絡調整並びに検討への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を「情報通信拠点」とする。

市役所を情報通信の「中心拠点」、各総合支所（須木・野尻）を情報通信の「副拠点」、小・中学校又は公民館を情報通信の「地区拠点」として位置づけ、施設の耐震性の確保と情報通信機器（インターネットや衛星携帯通信施設など）の整備推進に努める。

(6) 宮崎県地域防災計画

（第3編 第1章 地震の想定と震災対策 第1節 震災対策の基本的考え方 から抜粋）

本県では、「南海トラフ巨大地震」、「日向灘地震」、「えびの・小林地震」、に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

また、本県は、県内全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため、この計画を同法第5条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけるものとする。

(7) 第3期宮崎県地震・減災計画

6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

（2）市町村の防災対策の充実

市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進します。

①市町村の災害対応能力の強化

市町村の初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進します。

②市町村庁舎の維持確保

市町村庁舎について、災害発生時に防災拠点としての機能が損なわれないよう、建物の耐震化や津波浸水エリア内にある市町村庁舎等の津波対策、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保等を促進します。また、市町村の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の耐震化や停電対策、通信機能の冗長化の進捗を図ります。

(8) 宮崎県地震・津波及び被害の想定について（南海トラフの巨大地震）

想定される最大震度

震度7：宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、国富町、高鍋町、新富町、木城町
川南町、都農町、門川町

震度6強：都城市、小林市、えびの市、三股町、綾町、美郷町、西米良村

震度6弱：高原町、日之影町、諸塚村、椎葉村

震度5強：高千穂町、五ヶ瀬町

(9) 宮崎県建築物耐震改修促進計画

1 3 耐震化が必要な防災拠点建築物の指定

○平成29年12月指定 2 小林市役所野尻庁舎

(10) 第2次小林市DX推進計画

8. 重点項目・推進施策

以下の7つの重点項目の具体的な推進施策を設定し、取り組みます。

- (1) 自治体フロントヤード改革の推進
- (2) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- (3) 公金収納におけるeL-QRの活用
- (4) マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- (5) セキュリティ対策の徹底
- (6) 自治体のAIの利用促進
- (7) テレワークの推進

(11) 小林市行財政改革推進プラン 2026

基本方針3 持続可能な財政基盤の確保

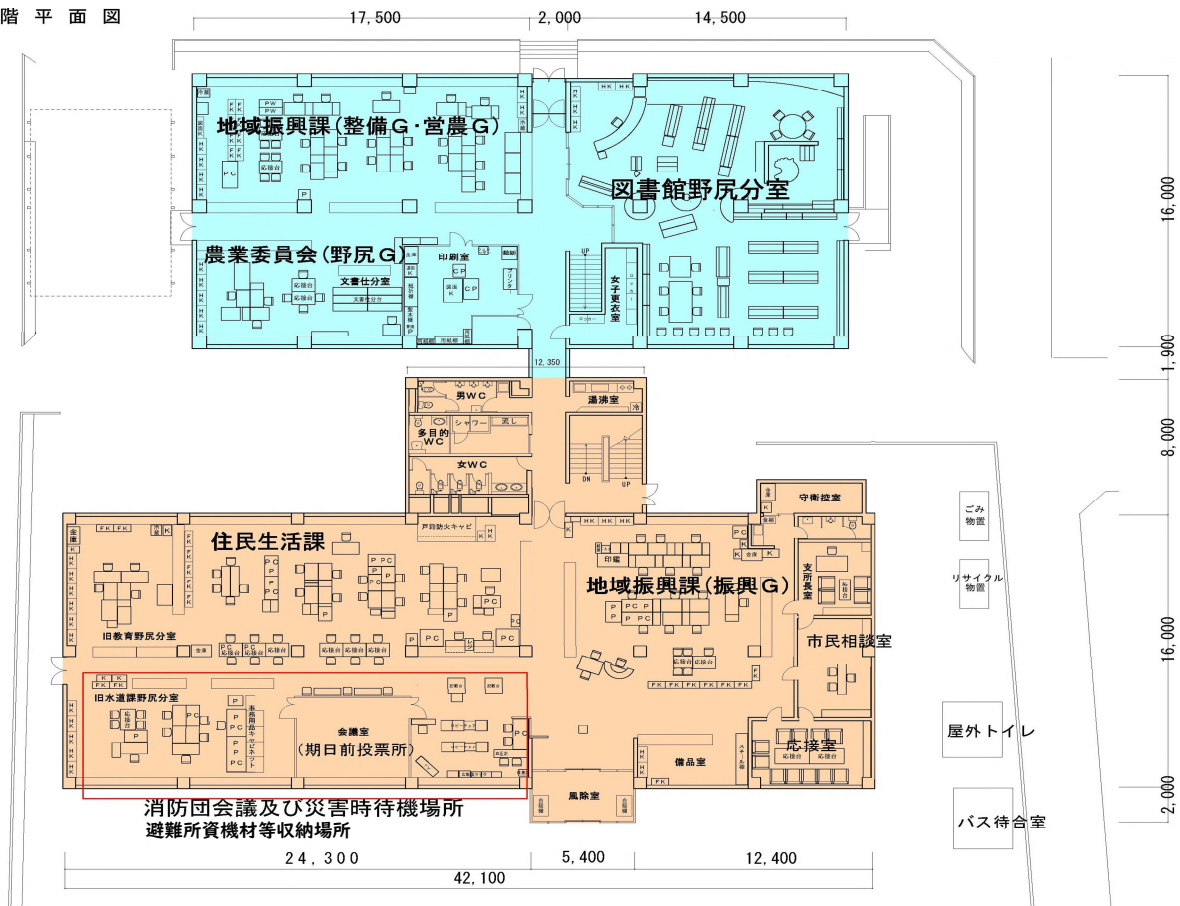
実施方針(3) 公共施設等マネジメントの推進

公共施設の約45%が築30年を経過しており、また、インフラ資産も老朽化が進んでいることから、公共施設等の現状と課題を踏まえ、施設の集約化・複合化、施設の長寿命化、施設総量の縮減等に取り組み、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等を図ります。

(野尻庁舎の配置)

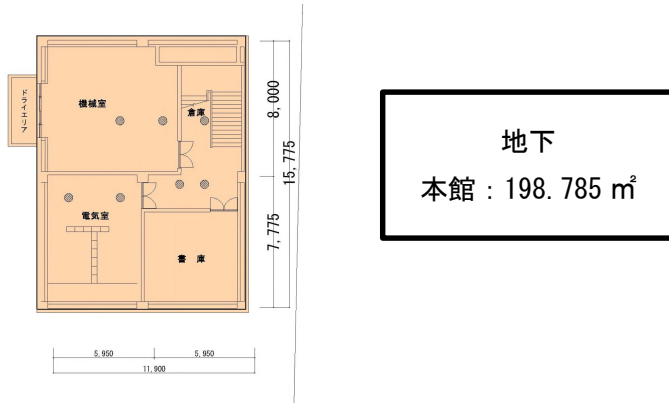
(1階平面図)

1階平面図

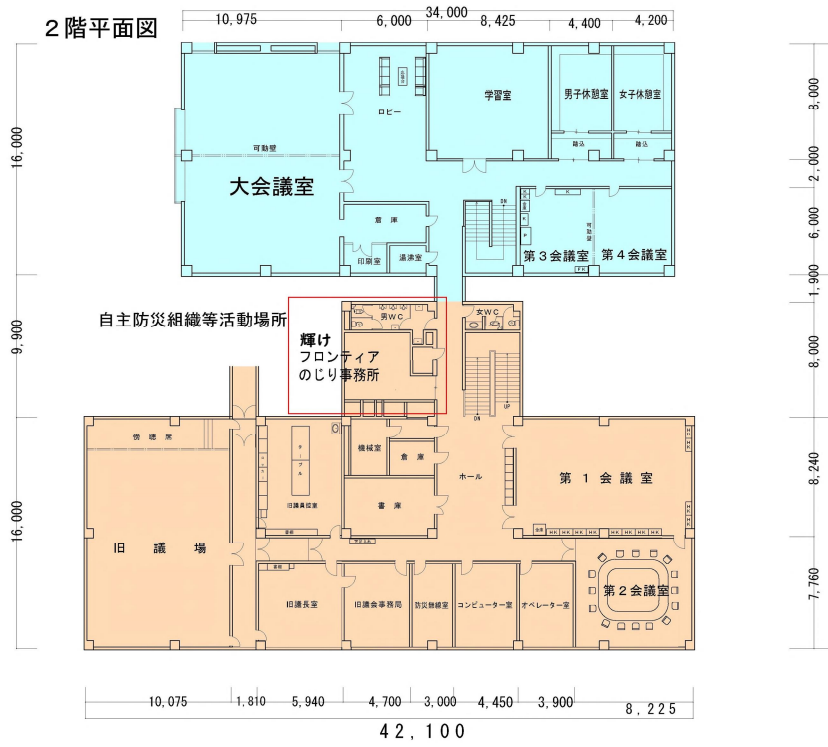


1階
別館 : 546.682 m²
本館 : 795.866 m²

(地下平面図)



(2階平面図)



2階
別館 : 548.256 m²
本館 : 775.929 m²

3 野尻町区域及び野尻庁舎周辺地域の現状

野尻町区域の人口動向や周辺地域の環境について現状を整理します。

(1) 人口推移

野尻町区域の令和7年4月1日時点の人口は6,628人で、令和2年から657人減少しました（住民基本台帳ベース）。高齢化率は令和7年が44.35%で令和2年から3.45%上昇しました。外国人数は令和7年が256人で、令和2年から49人増加しました。

①三区分人口等（国勢調査：現住人口）（各10月1日）（人、%）

区分		平成22年	平成27年	令和2年	H27-H22比	R2-H27比
総数	A	8,007	7,568	6,993	△439	△575
0歳～14歳	B	928	885	746	△43	△139
15歳～64歳	C	4,265	3,939	3,264	△326	△675
65歳以上	D	2,814	2,744	2,983	△70	239
年少人口比率(B/A)	E	11.6	11.7	10.7	0.1	△1.0
生産年齢人口比率(C/A)	F	53.3	52.0	46.7	△1.3	△5.3
高齢人口比率(D/A)	J	35.1	36.3	42.7	1.2	6.4

②人口推移（住民基本台帳人口）（各4月1日）（人、%）

年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	R7-R2比
総数	7,414	7,285	7,180	7,048	6,886	6,758	6,628	△657
65歳以上	2,972	2,981	3,009	3,010	2,974	2,946	2,940	△41
高齢化率	40.1	40.9	41.9	42.7	43.2	43.6	44.35	3.45
外国人数	182	207	216	191	209	257	256	49

(2) 児童生徒数の推移

野尻町区域にある教育・保育施設の園児数及び小学校の児童数は、減少傾向にあり、中学校の生徒数の推移は、横ばいで推移しています。

（園児数：各4月1日、児童数及び生徒数：各5月1日）

年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	R7-R2比
園児数*1	220	214	199	184	166	164	129	△85
児童数*2	367	342	337	339	306	280	274	△68
生徒数*3	181	173	174	170	180	185	175	2

※1 園児数：紙屋保育園、認定のじりこども園、大塚原認定こども園、栗須保育園の園児数

※2 児童数：紙屋小学校、野尻小学校、栗須小学校の児童数

※3 生徒数：紙屋中学校、野尻中学校の生徒数

(3) 商工業者の推移

野尻町区域内に本店・支店を設置する商工業者数は横ばいで推移しています。

年 度	平成 31	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	R7-R2 比
商工業者数	337	344	344	339	339	331	334	△10

※野尻町商工会データ

(4) 農畜産業者の推移

野尻町区域で農業経営体数^{※1}は、2020年と2015年を比較すると減少しています。

①農業経営体数

年	2015	2020	2020-2015 比
件	545	431	△114

※農林業センサスデータ

※1 農林業経営体数は、農業経営を行っている農家の数で農業を営む事業体の数を指す。個人又は法人として農業を営み、農産物の生産、加工、販売等を行う。

(5) 周辺施設の状況

ア 公共施設

①野尻地区公民館

野尻地区公民館は、社会教育法に基づき、小林市公民館設置条例により設置されています。昭和47年3月に建築され令和8年4月時点で築54年が経過しています。野尻庁舎別館が建設された平成5年以前は、旧野尻町の教育委員会や図書館として利用していましたが、建設後は別館に移転しました。その後、シルバー人材センター野尻支所が事務所等として活用しましたが老朽化の進行と耐震性能が低いことから平成29年度をもって利用を休止しています。

小林市公民館条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ分館を置くことができる。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小林中央公民館	小林市細野38番地1
野尻地区公民館	小林市野尻町東麓1164番地2
紙屋地区公民館	小林市野尻町紙屋1766番地1

②野尻町保健福祉センター（通称：友愛会館）

野尻町保健福祉センターは、市民の健康の維持及び福祉の増進を図るとともに市民の自主的な保健福祉活動の拠点として平成7年1月に建設され令和8年4月時点で築31年が経過しています。現在は、運営を指定管理委託し、市民の健康増進活動、社会福祉協議会野尻支所やシルバー人材センターの事務所、高齢者等訪問給食サービスの調理場及び拠点等として利用しています。

③のじり地域包括支援センター

のじり地域包括支援センターの建物は、平成3年に野尻町森林組合として建設され、令和8年4月時点で築35年が経過しています。平成13年に森林組合が合併したことから空き家となり、平成18年から当該支援センターが、無償貸与により事務所として利用が開始されました。さらに、平成22年の市町合併により施設は市に無償譲渡され、現在まで継続して利用しています。

④西諸広域行政事務組合野尻分遣所

西諸広域行政事務組合野尻分遣所は、平成10年に建築され令和8年4月時点で築28年が経過しています。建設から概ね30年経過後に長寿命化改修を行い施設を利用していく方針です。

⑤消防団詰所

小林市消防団第9分団第4部の詰所は、平成25年に建設され令和8年4月時点で築13年が経過しています。

⑥旧西諸県農業共済組合野尻診療所

旧西諸県農業共済組合野尻診療所の建物は、昭和56年に建築され令和8年4月時点で築45年が経過しています。平成23年度に当該共済組合が西諸の基幹診療所を新設するに当たり、旧野尻町、高原町及びえびの市の診療所を統合することから、各診療所は各地域の畜産農家のために獣医師待機所として活用していました。その後、平成27年10月にはその利用も終了し、市に無償譲渡され現在は市の所有となっています。土地は、市有地であり、建設以降、賃借料を市（町）に支払っていましたが、平成27年7月に契約を解除しています。

平成27年から、のじり地域包括支援センターが茶のん場等に活用しています。

(周辺の主な公共施設等の概要)

施設	建築年	築年数 (R8.4)	現在の利用	構造	延床面積 (㎡)
①野尻地区公民館	昭和47年	築54年	休止中	鉄骨・組石造	859.69
②野尻町保健福祉センター	平成7年	築31年	有	鉄骨造	928.77
③のじり地域包括支援センター	平成3年	築35年	有	木造	146.24
④西諸広域行政事務組合野尻分遣所	平成10年	築28年	有	鉄骨造	761.00
⑤小林市消防団第9分団第4部消防詰所	平成25年	築13年	有	鉄骨造	100.63
⑥旧西諸県農業共済組合野尻診療所	昭和56年	築45年	有	鉄骨造	72.00

イ 地域団体、民間企業等その他の団体の状況

①野尻町商工会

野尻町商工会は、昭和 35 年に設立され青年部、女性部、商業部会、工業部会等を設置し会員間の相互協力のもとに事業発展や地域振興の活動を展開しています。

現在の建物は、昭和 48 年に建築され令和 8 年 4 月時点で築 53 年が経過しています。土地は市有地です。

② J A みやざき野尻統括支店

J A みやざき野尻統括支店は、平成元年に建築され令和 8 年 4 月時点で築 36 年が経過しています。

③野尻原土地改良区

野尻原土地改良区は、昭和 52 年に建築され令和 8 年 4 月時点で築 48 年が経過しています。土地は市有地です。

④野尻郵便局

野尻郵便局は、平成元年に建築され、令和 8 年 4 月時点で築 37 年が経過しています。

⑤宮崎銀行野尻出張所

宮崎銀行野尻出張所は、昭和 38 年に宮崎銀行野尻支店として設置され、平成 21 年 6 月に宮崎銀行野尻出張所になりました。現施設は昭和 53 年に建築され令和 8 年 4 月時点で築 47 年が経過しています。

⑥その他

上記の他、野尻庁舎周辺には、野尻駐在所、野尻中央病院、押川病院、野尻中央歯科、あしの歯科、二葉薬局野尻店、有料老人ホームやグループホーム等が立地し、多くの交通量があります。

(周辺の主な地域団体、民間企業等その他の団体施設の概要)

施設	建築年	構造	延床面積(m ²)	事務室面積	土地
①野尻町商工会	昭和 48 年	鉄骨造	278.24	86.12	市
② J A みやざき野尻統括支店	平成元年	鉄骨造	—	—	—
③野尻原土地改良区	昭和 52 年	鉄筋コンクリート造	203.25	31.93	市
④野尻郵便局	平成元年	鉄筋コンクリート造	—	—	—
⑤宮崎銀行野尻出張所	昭和 53 年	鉄筋コンクリート造	—	—	—

(周辺地域の状況)



4 市民ニーズの把握

野尻庁舎の改築、複合施設化に当たり、住民サービスの維持向上を図るため、以下の各種方法で市民ニーズを把握しました。

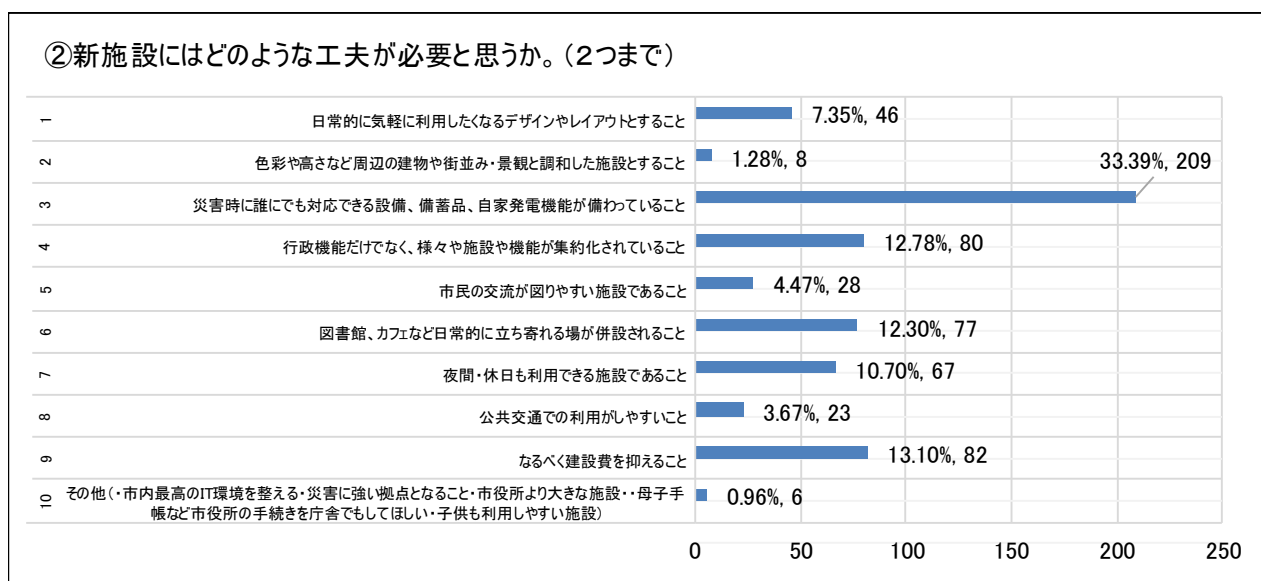
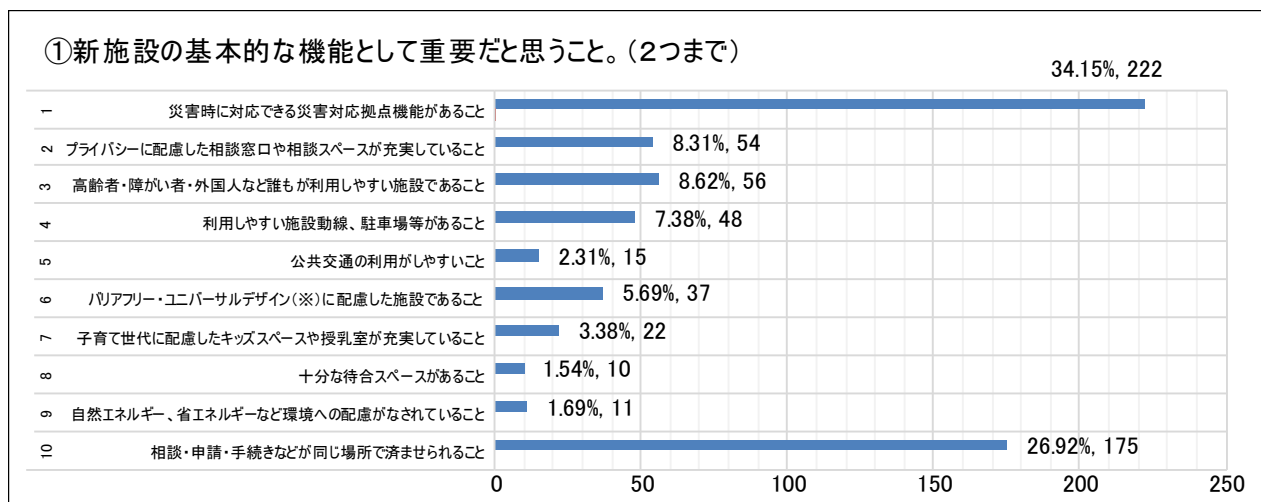
(1) 市民アンケート

野尻庁舎改築等により関係の深い野尻町区域及び内山地区住民の意向を把握するため、広くアンケートを実施しました。

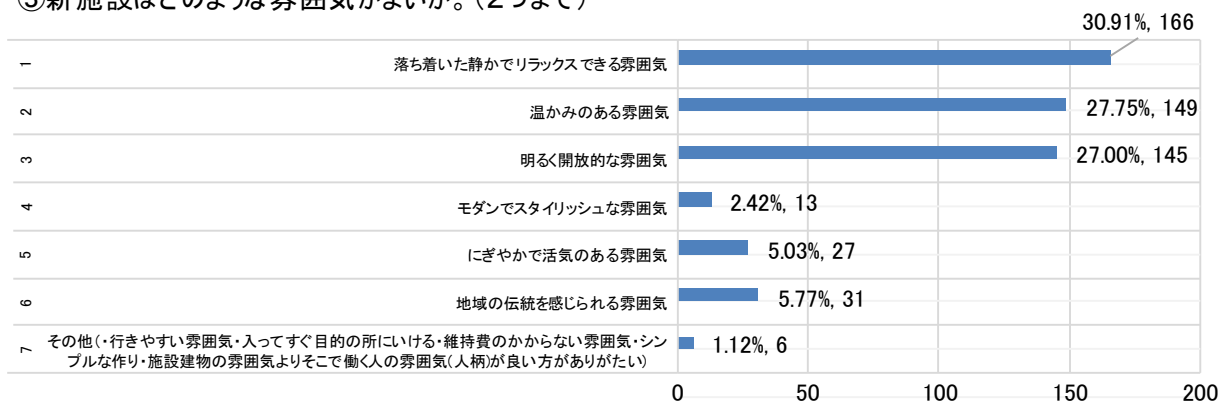
調査概要

- ①時 期：令和7年9月19日～10月15日
- ②対 象：野尻町区域及び内山地区市民800人（15歳～）
- ③方 法：郵送、ネット
- ④回 答：338人（回答率：42.3%）

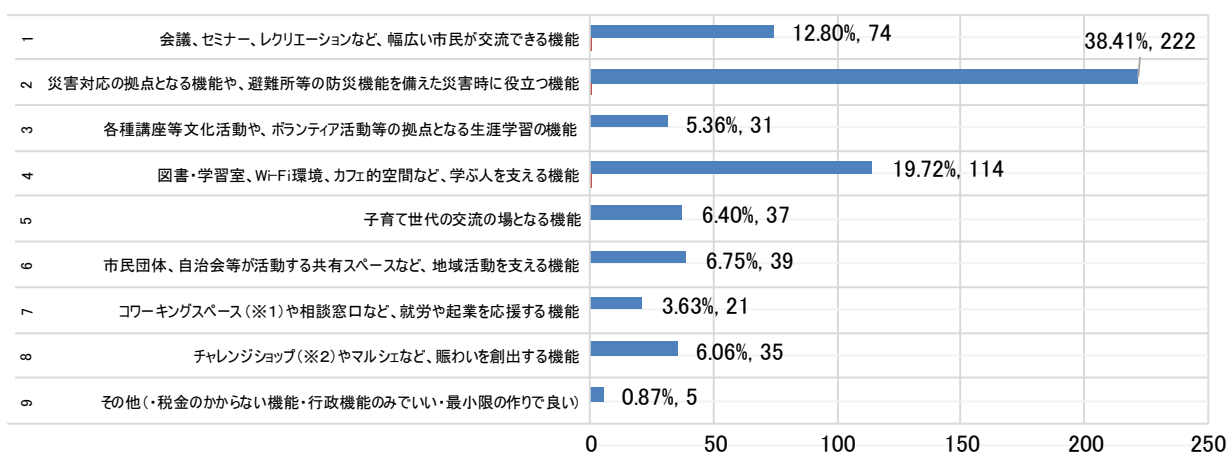
主な調査結果は次のとおりです。



③新施設はどのような雰囲気がよいか。(2つまで)



④新施設にはどのような機能の充実を希望するか。(2つまで)



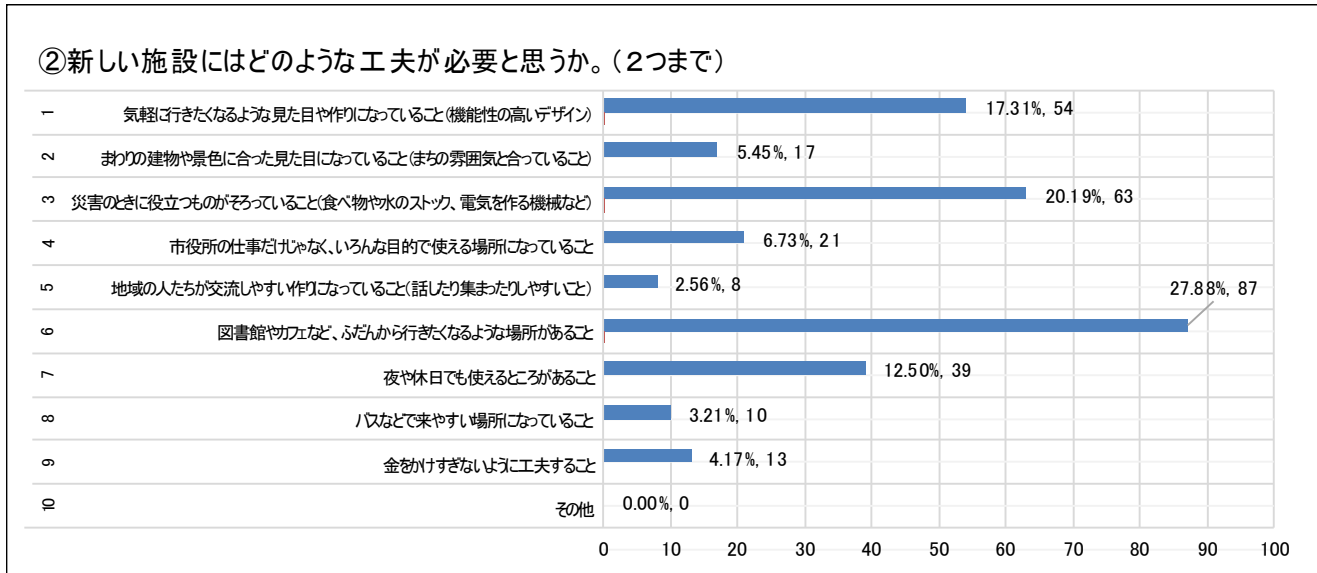
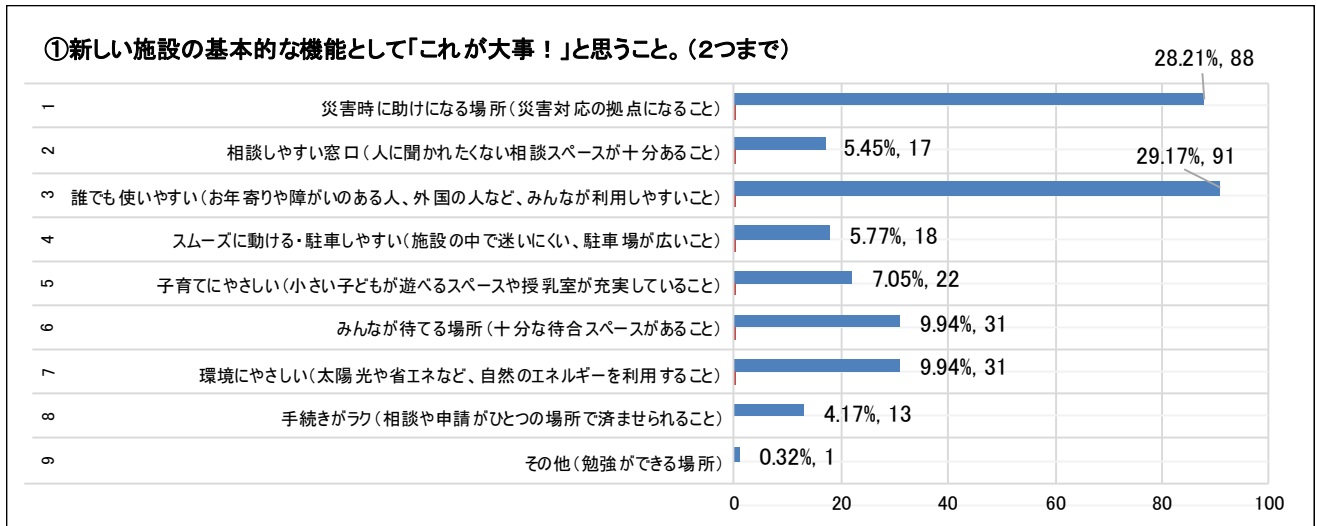
(2) 中学生アンケート

野尻庁舎改築に、こどもの意向を把握するため、アンケートを実施しました。

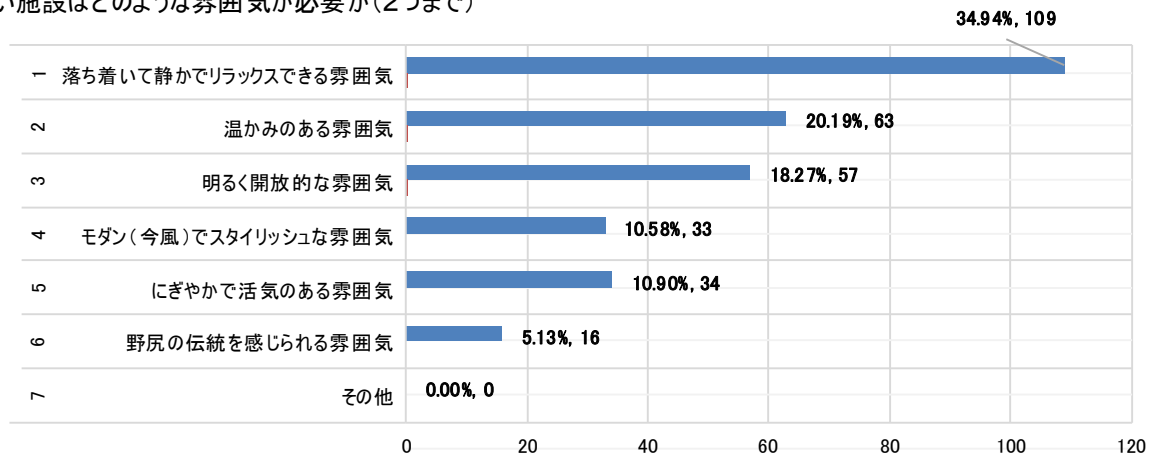
調査概要

- ①時期：令和7年10月
- ②対象：野尻中学校及び紙屋中学校の1～3年生 175人
- ③方法：タブレット端末によるオンラインフォーム回答
- ④回答：156人（回答率89.1%）

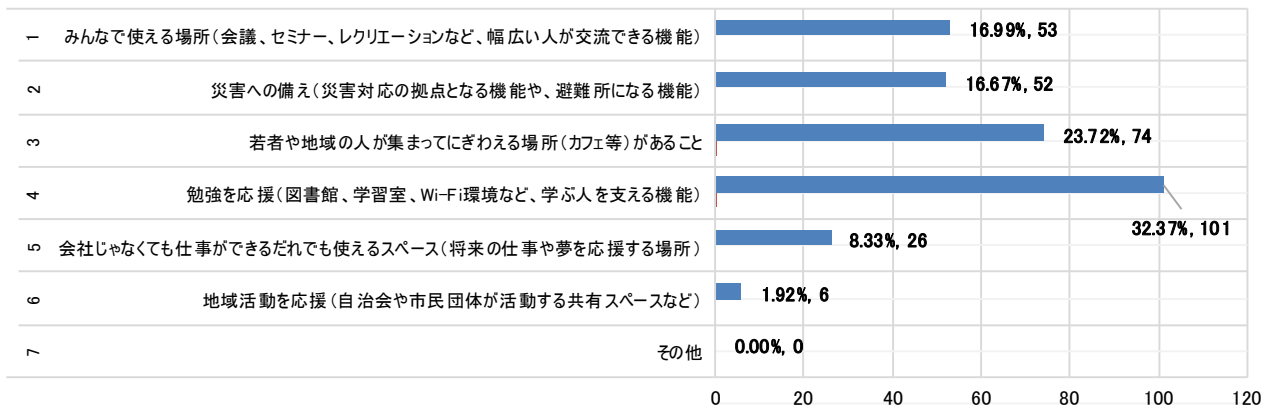
主な調査結果は次のとおりです。



③新しい施設はどのような雰囲気が必要か(2つまで)



④新しい施設で特に充実してほしい機能は何か。(2つまで)



(3) 小林市野尻庁舎改築市民懇話会

野尻庁舎の改築並びに住民サービスの向上及び交流の場の創出を目的とした庁舎の複合施設化について検討するに当たり、小林市野尻町の区域の市民及び関係者の意見を反映させるため、当該懇話会を設置しました。

会議を6回開催し、報告すべき内容を審議の上、提言書として令和7年8月6日に市長に提出されました。

(懇話会開催概要)

①設置根拠	小林市野尻町庁舎市民懇話会設置要綱
②設置目的	小林市野尻庁舎の改築並びに住民サービスの向上及び交流の場の創出を目的とした庁舎の複合施設化について検討するに当たり、小林市野尻町の区域の市民及び関係者の意見を反映させること。
③所掌事務	(1) 庁舎に求める必要な機能及び役割に関すること (2) 庁舎の複合施設化に関すること (3) その他庁舎の改築に関すること
④設置	令和6年5月23日
⑤委員	小林市野尻町の区域の市民及び関係者 12人
⑥報告	令和7年8月6日

(開催状況)

NO.	日程	内容
1	令和6年5月23日(木)	第1回懇話会※懇話会設置
2	令和6年11月15日(金)	第2回懇話会
3	令和7年1月30日(木)	第3回懇話会
4	令和7年3月18日(火)	第4回懇話会
5	令和7年4月23日(水)	第5回懇話会
6	令和7年5月28日(水)	第6回懇話会
7	令和7年8月6日(水)	市長へ提言書提出(提言書報告会)※懇話会終了

野尻庁舎改築に対する提言内容のポイントは次のとおりでした。

- ・市民の生命と生活を守る施設として整備が急務
- ・総合支所・防災拠点施設としての役割維持
- ・大規模化する自然災害に耐えうる構造・機能
- ・幅広い市民が利用できる施設
- ・各種団体、市民活動・交流機能の一体化
- ・品格とシンボル性を備えたまちづくりの拠点
- ・少子高齢化・人口減少を考慮した構造や規模
- ・将来の変化に対応できる可変性と柔軟性を持つ効率的な施設
- ・A I・D X化などの様々な技術活用を踏まえた施設整備

(4) 団体ヒアリング

野尻庁舎改築に係る野尻庁舎周辺地域の各種団体のニーズ等を把握するため、関係す

る主な団体にヒアリングを行いました。

①輝けフロンティアのじり（自主防災組織、自治会、消防協力会含む）

野尻町区域のきずな協働体（まちづくり協議会）として、野尻町区域全域を対象として活動している地域唯一の市民団体です。防災等に関する取組も積極的に行っており、現在、野尻庁舎内に事務所を置き活動しています。

今後も、野尻庁舎との連携を図る必要があることから、野尻庁舎内への拠点設置を希望しています。

②野尻町商工会

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなくお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。建物は昭和48年の建設で、老朽化が進み空調、衛生、電気設備などの修繕にその都度対応している状況です。地域経済の縮小等を背景に、商工業者数や会員数が減少しており、今後の活動に課題を抱えています。将来を見据え行政を始め、地域の団体が連携して課題解決に対応する必要性がより一層高まっていることから、野尻庁舎改築に併せて、同一施設に集約されることを希望しています。

③JAみやざき野尻統括支店

野尻統括支店は、主に野尻町区域の組合員を対象に、農業支援、貯金、融資、共済などのサービスを提供しています。野尻庁舎と隣接して立地し、事務所、貯金融資窓口、農業資材センター、農産物出荷・保管倉庫等があります。

組合員は、野尻庁舎の住民生活各種窓口、営農担当、整備担当、農業委員会担当と関係することが多く、組合員の各種手続きが隣接する野尻庁舎で済ませられることが多くあります。今後の組合員の高齢化等に伴い、隣接した立地と機能は是非継続してほしいと希望しています。

④野尻原土地改良区

昭和52年建築の建物で、老朽化が進み空調、衛生、電気設備などの修繕にその都度対応している状況です。農業従事者の高齢化等を背景に会員数が減少しており、今後の活動に課題を抱えています。利用者は、野尻庁舎の営農担当、整備担当、農業委員会担当と関係することが多く、行政と施設が同一になることで、地域の基幹産業である農業従事者の利便性向上と活動の促進が期待できると考えています。野尻庁舎改築に併せて、同一施設に集約されることを希望しています。

⑤西諸広域行政事務組合野尻分遣所

野尻庁舎改築に際し、近年の大規模化する自然災害、竜巻など局地的に発生する災害の発生頻度の増加などから、災害時に起動する機能の早急な確保は重要であるとのことです。また、野尻地区公民館敷地は、分遣所とも近く、かつ一定の面積があるため、災害時には物資の集積や緊急車両の拠点として有効活用の可能性が考えられます。

⑥宮崎銀行野尻出張所

市町合併に伴い、支店から機能を小林支店に移管し現在は出張所として営業しています。他所からの来客者と打合せする場所が地域にないので、野尻庁舎にコミュニティスペース等が整備されるとよいと考えます。

⑦押川病院

病院経営に当たり地域に庁舎が必要です。少子化も課題であるが、増加している外国人も含めこの地域で暮らすあらゆる住民のために、防災や市民交流機能が整備され、平常時・災害時ともに安心して暮らせる拠点となることを望みます。

⑧野尻中央病院

南海トラフ巨大地震など、有事に機能する施設整備を切に願います。野尻中央病院は、透析を行うため有事の際にも水と電気の確保ができるよう準備を整えています。そこには、南海トラフ地震時には宮崎方面からの透析患者を受け入れるなど広域的な視点でも考えています。その中で非常用発電装置を継続して起動するためには、「軽油」の供給体制の構築が必要であることから、庁舎整備を契機として行政と連携したいと考えます。

⑨野尻郵便局

野尻郵便局は、野尻町区域の全ての配達を受け持つことから、地域の情報取得に強みを持っています。有事にはその強みを活かして、行政とも連携して地域のために役割を發揮できる可能性もあります。また、郵便局の局長は防災士の資格を取得しているので、野尻庁舎改築に際し、地域防災機能の強化を図るとなれば、何らかの連携を考えられるかもしれません。

⑩のじり地域包括支援センター

野尻町区域にある福祉避難所の備蓄物資について、避難所となる施設での備蓄は限りがあります。現在は、地域防災センターに設置しているということですが、野尻庁舎改築に合わせて、備蓄物資の保管場所も野尻庁舎に確保していただきたいです。

⑪B T V株式会社

現在野尻庁舎本館2階のサーバー室に設置している回線は、解体となっても移転する必要はありません。移転せず別途整備している光回線の設備で対応可能です。

⑫小林市消防団野尻町区域分団（第8・9・10分団）

消防団野尻町区域分団は、野尻庁舎を平常時の対策会議や机上訓練、災害時の消防団活動の拠点として、無線基地を設置するなど活用しています。平常時及び災害時の活動や待機に際して、消防団司令車両、資機材（救助活動用等）、無線基地、公衆無線Wi-Fi、情報通信機器（トランシーバー等）、机、椅子、電源、コンセント、テレビ、仮眠スペース、シャワー等の設備が必要です。

(5) 基本方針・基本計画（案）パブリック・コメント※今後実施予定

市民の意見を広く聴取するため、本基本方針・基本計画（案）のパブリック・コメントを実施しました。

実施期間：令和8年4月27日（月）～5月26日（火）

意見提出：〇件

5 野尻庁舎改築の方向性に関する検討

(1) 小林市野尻庁舎改築推進委員会

野尻庁舎改築の方向性については、市民サービスの維持・向上を図ることを目的に老朽化した小林市野尻庁舎の改築を推進するため、小林市野尻庁舎改築推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置し、全庁的に検討協議しました。

推進委員会の所掌事務は、

- ①野尻庁舎改築の基本方針及び基本計画の策定に関すること。
- ②野尻庁舎の複合施設化に関すること。
- ③その他小林市野尻庁舎改築の推進に関すること。

とし、実務的かつ個別専門的な事項についてはワーキンググループにおける検討及び調整を重ねながら、本基本方針・基本計画（案）の内容を取りまとめました。

(推進委員会開催状況)

NO.	日程	内容
1	令和5年 8月 7日(月)	第1回推進委員会
2	令和5年 9月 27日(水)	第2回推進委員会
3	令和5年 11月 15日(水)	視察：鹿児島県出水市高尾野支所・野田支所
4	令和6年 2月 8日(木)	第3回推進委員会
5	令和6年 4月 25日(木)	第4回推進委員会
6	令和6年 7月 26日(金)	視察：大分県宇佐市安心院地域複合支所
7	令和6年 8月 5日(月)	第5回推進委員会
8	令和6年 11月 7日(木)	第6回推進委員会
9	令和7年 8月 20日(水)	第7回推進委員会
10	令和7年 9月 24日(水)	第8回推進委員会
11	令和7年 10月 15日(水)	視察：日南市南郷町地域振興センター
12	令和8年 2月 4日(水)	第9回推進委員会
13	令和8年 4月 15日(水)	第10回推進委員会

※ワーキンググループ会議は、全体会に加えて分野ごとの打合せや協議等を随時開催

(2) 建設地の検討

建設地の検討に当たっては、以下の①～④の視点を基本とし、小林市野尻庁舎改築市民懇話会の提言や、庁内関係部署との協議、小林市野尻庁舎改築推進委員会等での検討を重ね、次のとおり評価しました。

○建設地検討の基本視点

①市民の利便性

- ・野尻町区域の中心施設として、街の中心地に近いこと
- ・市民の利用が多い他の施設に近いこと
- ・主要交通拠点からのアクセスが良いこと

②機能性

- ・十分な広さの駐車場を確保できること
- ・人口分布の重心に近いこと




③防災拠点としての安全性

- ・土石流・急傾斜地警戒区域に該当しないこと
- ・災害時に救援関係機関と迅速に連携できる場所であること
- ・救援関係機関や救援用ヘリポート設置場所に近いこと

④経済性と実現性

- ・用地取得が可能であること
- ・建設コスト及び用地取得費が妥当であること

(建設候補地の詳細検討)

項目	視点	現在の場所に建替	庁舎北側に建設	公民館敷地に建設
				
1	地理的バランス	◎	◎	○
2	行政効率性	◎	○	△
3	地域との親和性	◎	◎	○
4	防災・安全性	◎	◎	○
5	住民の意見	◎	△	△
6	交通利便性	◎	◎	○
7	建設コスト	◎	◎	△
8	仮設施設	△	◎	◎
9	周辺環境との調和・影響	◎	△	△
10	将来の発展性・発展性	◎	△	○
11	既存庁舎や公有地の活用	◎	○	△
12	駐車場の確保	◎	◎	○

◎3点○2点△1点

34

27

20

第3章 野尻庁舎改築に当たっての課題

1 課題

(1) 耐震性能不足

旧耐震基準で建築された本館について、平成29年度に実施した耐震診断の結果、建物としての状態はかなり老朽化が進んでおり、1階は両方向（X・Y方向）ともに、防災庁舎Iso値0.9を大きく下回る結果（Is値 X方向0.332、Y方向0.439）となり、耐震性はかなり低い建物という結果でした。

これは、震度6～7程度の地震で「倒壊又は崩壊する危険性がある」という状況です。

■震度6～7程度の地震に対する耐震診断結果のIs値の評価

- ・Is<0.3 …倒壊又は崩壊する危険性が高い
- ・0.3≤Is<0.6 …倒壊又は崩壊する危険性がある
- ・0.6≤Is …倒壊又は崩壊する危険性が低い

このため、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」において、耐震化が必要な「防災拠点建築物」に指定されています。

野尻町区域の住民の総合窓口であり、災害時の司令塔となる防災拠点及び市全体の情報通信副拠点として、市民の生命・財産・生活を守る役割を果たすため早急な整備が必要です。

(2) 防災対策機能の不足

野尻庁舎は、野尻町区域における災害時の司令塔となる防災拠点であり、市全体の情報通信副拠点として、住民の問合せへの対応、野尻町区域の消防団等の活動拠点として、本庁舎の防災担当部門及び災害対策本部と密に連携しその対応に従事しています。

そのため、災害状況の情報収集、発信、対応及び長時間の機能維持を可能とする設備が必要です。通信機器、電力、非常用発電装置、大型モニター、公衆Wi-Fiの他、携帯電話充電のためのコンセント、被災外国人への対応対策、非常用物資備蓄のための機能、24時間体制で対応に従事する関係者のための機能など多様な機能を備える必要がありますが、不十分です。

なお、野尻庁舎は、国道とのアクセス道路や本館前駐車場が狭く、災害時を含め、訪れやすく利用しやすい環境を整備する必要があります。

(3) 老朽化の進行

野尻庁舎本館は建設後53年、別館は33年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

特に本館は、これまでに必要に応じた改修を施しているものの、設備の故障、雨漏りなども発生している状況です。維持管理費の増大に加え、耐用年数を超えた設備もあり修繕対応ができないといった状況にもあります。また、案内設備、トイレ空間、エレベーター、車椅子対応などの出入口のアプローチや動線、授乳室などの乳幼児や子育て世帯利用など、バリアフリーへの対応も不十分です。

(4) 時代に即した環境の不足

個室の相談室やパーテーションなどが確保されておらず、プライバシーに配慮した相談スペースの確保が不十分です。そのため、定期的実施している行政相談も他の公共施設で行っています。また、市民、自治会、地域団体等の活動の支援や相談に対応するコミュニティスペースが確保されておらず、市民が気軽に訪れる環境が整備されていません。さらに、選挙投票所、議会中継の対応など、幅広い住民が市政参画や情報収集できる機能が不足する環境も課題です。

(5) 野尻庁舎の防犯、セキュリティ確保

野尻庁舎は、本来行政業務を行う用途として設置していますが、これまでの歴史において公共の機能集約化が図られてきたことや、公民館の利用休止や他に会議ができる施設が充実していないことから、生涯学習講座、市民ミーティング、市民団体の会議利用など、用途と手続方法が混在している状況です。行政の重要情報を取り扱う庁舎として、セキュリティの確保は必須です。現在は、行政活動と市民利用が混在していることから、その確保に課題があります。市全体の公共施設の利用手続きや使用料を踏まえた整理が必要です。

(6) 人口減少社会を見据えた再編

野尻町区域の人口は、令和7年4月1日において、6,628人となり減少傾向です。人口減少の要因として、進学や就職で地域を離れその後の戻りが弱いことや少子高齢化の進行が考えられます。また、今後もこの傾向は続くと予想され、人口減少により集落機能の低下やサービス業の撤退など日常生活への支障が懸念されます。

また、野尻庁舎周辺には、住民の利便性を高めるため、これまでの歴史の中で地域団体、民間企業、商店街、交通機能、医療機関等が立地し、野尻町区域の住民生活の拠点地域として街が形成されています。しかし、少子高齢化による生産年齢層の減少が進む中、各種産業が縮小し、各団体等は担い手不足や施設の老朽化といった課題も抱えています。

これらの状況や数十年後を見据え、地域団体、民間企業、市民団体等各種団体や子どもから高齢者まで幅広い年齢層が集まり、市民交流機能を一体化した複合施設化が求められています。

(7) 地域や経済の活性化

野尻庁舎改築及び複合施設化する建物は、野尻町区域の中心拠点施設として、単なる機能的な建物にとどまらず、まちづくりの拠点として一定の品格や人々の心に残る感性的な要素も大切です。野尻町区域の自然、歴史、産業と調和を図るとともに、シンボル性を備え、まちづくりのメッセージを広く内外に発信する工夫が重要です。また、複合施設化という公共空間の再生を通じて、市民サービスの向上のみならず、地域の商業者や事業者等によるまちのリノベーションを誘発し、野尻町区域内外からの居住誘導など、地域活性化の視野を取り入れる必要があります。

2 整備のポイントの整理

改築に向けた背景、地域の状況及び課題から整備に向けたポイントについて以下のとおり整理します。

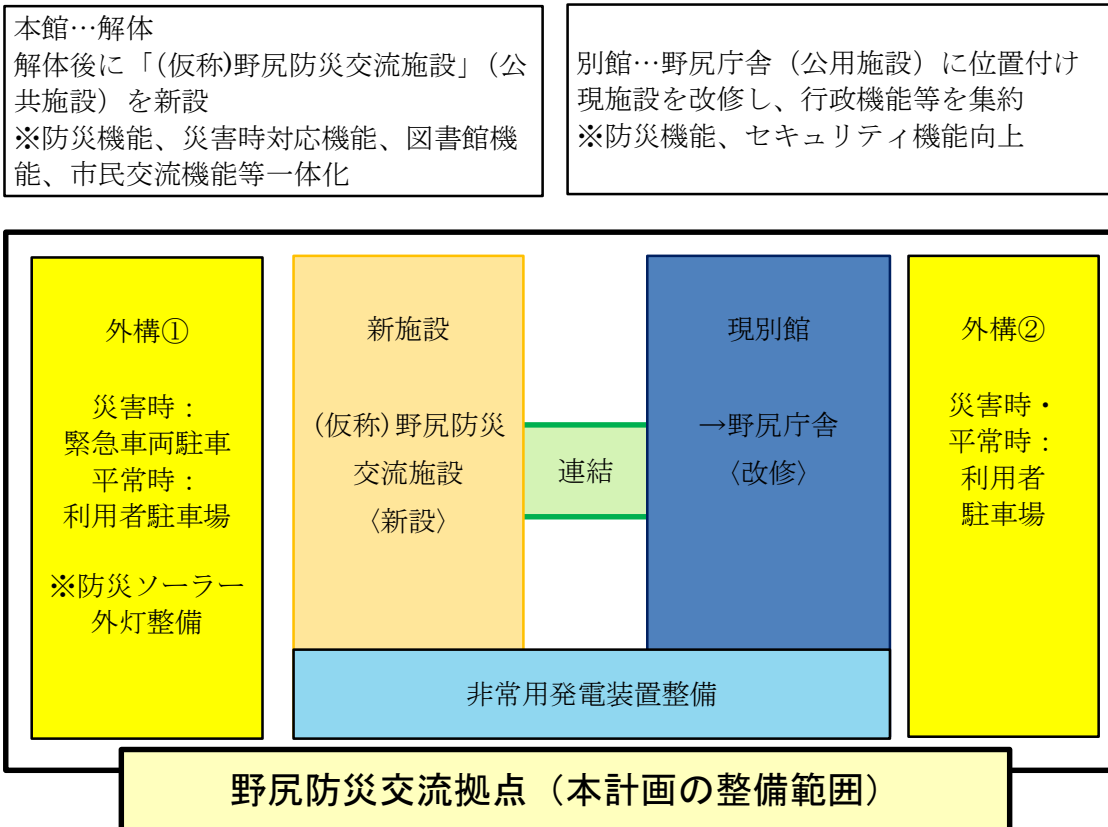
- ・市民の生命と生活を守る施設としての早急な整備
- ・市庁舎、防災拠点として役割が維持できる施設として整備
- ・大規模化する自然災害に耐えうる構造・機能を備えた整備
- ・幅広い市民が利用できる施設として整備
- ・各種団体、市民活動・交流機能を一体化した施設として整備
- ・品格とシンボル性を備えたまちづくりの拠点として整備
- ・少子高齢化・人口減少を考慮した構造や規模
- ・将来の変化に対応できる可変性と柔軟性を持つ効率的な施設
- ・A I・D X化などの様々な技術活用を踏まえた施設整備
- ・行政活動拠点としてのセキュリティ強化

第4章 「小林市野尻防災交流拠点」整備の基本方針

1 整備方針

野尻庁舎の改築に当たっては、市民の生命と財産を守り、安心して暮らせるよう、防災機能の確保はもとより、行政サービス、地域活動、交流、学びの機能を一体化させ、利便性の向上、地域防災・地域経済・地域コミュニティなどの活性化を図ることを目的として整備します。

具体的には、本館を解体して「(仮称)野尻防災交流施設」を新設するとともに、別館を野尻庁舎として機能向上等の必要な改修を行い、多様な立場や世代の市民が幅広く利用できる「野尻防災交流拠点」として整備し、一体的に運用します。



平面写真：野尻防災交流拠点

2 具体的な整備の方向性

野尻防災交流拠点整備の具体的な方向性を、以下のとおり示します。

(1) 地域防災力の強化を図ります

災害時には地域の司令塔となる防災拠点、消防団の活動拠点、地域住民の一次対応窓口や非常用物資備蓄拠点として整備します。

また、災害発生時の対応に備えるため平常時には消防団、市民、自主防災組織等が訓練・研修を行うことで、地域住民の交流が促進され顔の見える関係を築くことができるよう整備します。

(2) 地域に親しまれ、地域活力あふれる整備を図ります

地域住民に親しまれ、誰もが利用しやすく立ち寄りたくなる設備や機能を整備し、活気と活力あふれる空間の創出を目指します。

また、誰もが安心かつ快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、多様な地域住民へ配慮した整備を図ります。

(3) 防災拠点にふさわしい安心安全な整備を図ります

大雨、台風、地震、火山噴火など自然災害が激甚化する中、今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震も含め、大規模な自然災害にも十分に耐えうる構造や機能を備えた整備を図ります。

特に情報通信、電力及び給排水が一定期間確保できる整備を図ります。

(4) 機能性・経済性・柔軟性・可変性を有した整備を図ります

施設の長寿命化や維持管理の効率性など、ライフサイクルコストを考慮した経済効率性の高い整備計画とします。また、災害発生時と平常時の双方における利用が十分に図られるよう、多目的に利用できる空間整備と運用方法を計画します。さらに、社会情勢や市民ニーズなど本市を取り巻く将来的な環境にも対応できる柔軟性と可変性を有した整備を図ります。

(5) 環境に優しく、周辺環境と調和した整備を図ります

環境負荷の軽減を図るため、省資源・省エネルギー設備の導入に積極的に取り組みます。また、周辺環境との調和を図り、本市の防災交流拠点としてふさわしい景観形成を図ります。

3 建設地

建設地については、地理的バランス、行政効率性、地域との親和性等を評価するとともに、既存の各種設備等を有効活用するなどの視点を踏まえ、現野尻庁舎敷地に整備することとします。

4 集約する対象施設及び機能

本整備では、野尻庁舎の改築に併せて住民サービスの向上及び交流の場の創出など将来を見据えた整備として、複合施設化が求められています。

本整備により、野尻防災交流拠点に集約する施設や機能は次のとおりです。

対象施設	対象機能
野尻庁舎	行政機能
市立図書館野尻分館	図書館機能
野尻地区公民館	生涯学習機能
地域の各種団体 ・野尻町商工会 ・野尻原土地改良区 ・輝けフロンティアのじり	市民活動支援機能
	交流・多目的機能
	防災拠点機能
	地域活動との連携機能

5 機能別整備方針

集約する機能別の整備の方向性について以下に示します。

(1) 行政（総合支所）機能

- ・住民の利便性向上のため、行政窓口のワンストップサービス化
- ・気軽に立ち寄り相談できる機能の整備
- ・DX化などICTを活用した行政手続きの効率化
- ・地域密着型の行政相談や防災対応の司令塔
- ・多機能、複合化の利点を活かしたサービスの向上
- ・公共部分のセキュリティ確保と市民利用の自由度をすみ分けたセキュリティの強化
- ・市議会パブリックビューイングができる設備とレイアウト

(2) 防災拠点機能

- ・災害時は消防団の参集場所や活動の拠点として、平常時は消防団員の教育・訓練の場や各種会議の実施場所等として活用
- ・非常用電源、給水設備、情報通信設備など防災インフラを整備
- ・平常時から防災訓練や防災情報共有の場として活用
- ・消防団等の活動拠点としての機能確保（資機材保管、車両配置）
- ・災害時住民一次対応、情報発信基地、非常用物資備蓄のための機能
- ・公衆Wi-Fi、携帯電話充電コンセント、被災外国人対応対策
- ・平常時の多目的利用の状態から、災害時には防災拠点として即時転換が図られる配置

(3) 図書館機能

- ・入口からの視認性やロビーとの連続性を持たせる配置とし、多くの人が日常的に入りや

すく利用しやすい開放的な雰囲気

- ・子どもから大人まで一人でも利用しやすく学習しやすい空間整備
- ・地域のコミュニティを呼ぶ図書スペースとしてコミュニティスペース等とオープンスペースで連帯感を創出
- ・世代を超えた学びと憩いの場として親しみやすく開放的な空間
- ・デジタルコンテンツによる郷土資料の拡充、地域資料のアーカイブ化
- ・読書、学習、調査など多目的に対応可能なゾーニング
- ・多文化共生社会としての学びの場

(4) 生涯学習機能

- ・誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境と学習活動を支援
- ・貸しスペースの設置により、個人・団体活動に対応
- ・市民講座やイベント等の開催可能なゾーニング

(5) 市民活動支援機能

- ・市民、団体のミーティング等に活用する貸しスペースの整備
- ・NPOやボランティア団体の活動が幅広く展開できるレイアウト
- ・活動紹介や地域連携を情報提供する機能

(6) 交流・多目的機能

- ・市民が気軽に利用できるコミュニティスペースの確保
- ・カフェ、キッズスペース、イベントゾーンなど多目的に利用できるレイアウト
- ・単身、子育て世代、高齢者それぞれが気兼ねなく利用できる環境
- ・フレキシブルに使える可動式空間として整備
- ・テレワーク機能整備による利便性の確保
- ・コミュニティバス、スクールバスの待合機能

(7) 地域活動との連携機能

- ・情報共有、事業連携の図られる施設
- ・市民、行政、産業等が交流する交流ハブ*としての活用
- ・にぎわい創出や経済活性化が図られる空間と環境

※ハブ…活動や情報発信の拠点の意

6 施設整備の規模

別館については野尻庁舎として現状の規模で利用することとします。

新設する「(仮称)野尻防災交流施設」については、野尻庁舎と一体的に運用することから、「総務省地方債庁舎起債基準」「国土交通省新営一般庁舎面積算定基準」を参考に、将来の職員想定数42人や空間の効率的な運用及び効果的な配置計画を前提として、必要延床面積を算定しました。さらに、消防庁国民保護・防災部防災課長通知「消防団拠点施設

及び地域防災の拠点施設について（通知）」から、災害時の消防団等の参集人数も考慮しました。

これらの算定結果に基づき、新施設の規模は、別館面積を差し引き概ね 1,000 m²と設定します。

（現状と整備後の規模）

現状		➔	整備後	
野尻庁舎本館	1,770.58 m ²		(仮称)野尻防災交流施設	1,000.00 m ²
野尻庁舎別館	1,094.94 m ²		野尻庁舎	1,094.94 m ²
合計	2,865.52 m ²		合計	2,094.94 m ²

（(仮称)野尻防災交流施設の算定根拠）

項目	1 総務省起債基準	2 国土交通省新営庁舎基準	3 野尻庁舎延床面積	4 (仮称)野尻防災交流施設
延床面積	1,878.8 m ²	1,997.4 m ²	1,094.94 m ²	1,000 m ²

（消防団拠点施設の必要面積根拠）

消防庁国民保護・防災部防災課長通知

- ・団員数に応じた十分なスペースを備えた待機室や広間等の整備
…台所や収納場所に加え、団員 1 人当たり 1 m²～1.5 m²程度を目安として必要なスペースを確保

（小林市消防団員数）

令和 8 年 4 月 1 日現在

定数：532 人（内 野尻町区域 分団団員定数：115 人）

（参考：公共施設の集約化に伴う現状と整備後の状況）

現状		➔	整備後	
野尻庁舎本館	1,770.58 m ²		(仮称)野尻防災交流施設	1,000.00 m ²
野尻庁舎別館	1,094.94 m ²		野尻庁舎	1,094.94 m ²
野尻地区公民館	859.69 m ²		野尻地区公民館	解体
合計	3,725.21 m ²	合計	2,094.94	約 56%

第5章 「小林市野尻防災交流拠点」整備の基本計画

「(仮称)野尻防災交流施設」、「野尻庁舎」及び「外構」のそれぞれの整備内容については、次のとおりです。

■新施設：「(仮称)野尻防災交流施設」

「(仮称)野尻防災交流施設」は、地域防災の拠点施設及び消防団拠点施設として整備します。大規模災害時において災害活動が長期化する状況下に、団員や救援者が活動に専念できるよう、十分な広さを確保した待機室や広間等の整備を行います。また、発災直後の初動対応に必要な非常用備蓄物資や発電機等を保管するスペースを確保します。さらに、救助活動や他機関との連携等に係る団員への教育・訓練、並びに自主防災組織や地域住民等への防災指導を充実させるため、スクール形式等での利用を想定した研修室を整備します。

平常時は、消防団や自主防災組織の会議・訓練として活用することはもとより、図書館機能や地域交流の場、多目的空間として供用します。災害時には速やかに防災拠点へと即時転換できるよう可変性、柔軟性、自由度を兼ね備えた構造、ゾーニング、動線を確保します。

1 整備方法

新築 概ね 1,000 m² (地上 1 階又は 2 階)

2 構造・耐用年数

構造種別は、「鉄筋コンクリート(RC)造」、「鉄骨(S)造」、「木(W)造」を中心に、耐震性、耐久性、耐用年数等の特性を比較検討します。

本計画の趣旨となる空間の柔軟性、可変性、自由度の確保を優先しつつ、世界情勢、国の動向、建設物価の変動や上昇傾向等を総合的に勘案し、設計段階において最適と判断される構造種別を採用します。

(構造種別ごとの特性)

項目	鉄筋コンクリート(RC)造	鉄骨(S)造	木(W)造
耐震性	強度と剛性に優れ高い耐震性を持つ。	軽量でありながら高い耐震性をもつ。柔軟性に優れ、大きな揺れに対しても比較的耐えられる。	耐震設計が進み適切な設計で非常に高い耐震性を持つことができる。
耐久性	耐火性、耐久性が非常に高く適切なメンテナンスで長期間使用可能。	鉄骨自体は非常に強靱で腐食に弱い面には適切な塗装や防錆処理を施すことで耐久性を保持可能。	自然素材を適切に処理した場合耐久性を向上できる。耐火性が低いいため適切な防火対策が必要。
耐用年数	耐用年数は非常に長く 50 年以上。適切にメンテナンスを行うことで更に延伸。	耐用年数は長く 50 年程度。適切なメンテナンスで 80 年程度使用可能。	一般的に 30~50 年が目安。適切なメンテナンスで長く使用可能。

コスト	材料費(鉄筋、コンクリート)や施工費が高いため初期費用が高い。定期的なメンテナンス等も必要なため長期的にも高めになる。	材料費(鉄骨)や加工費がかかるがRC程ではない。腐食や防錆の定期的なメンテナンスコストがかかる。	材料費(木材)は比較的安価で施工費も含め初期コストは安い。ただし現在の木材の価格変動や新技術の導入が進む中木造コストも一定程度高くなる可能性あり。
工期	配筋、型枠、コンクリート打設及び養生等の影響で比較的長い。	比較的短く、鉄骨をあらかじめ加工し現場で組み立てるため効率的。	比較的短い。プレハブ住宅などは更に短縮可能。
動向	資材価格の高騰、施工に時間を要することや建設のコストや工期に影響を与える可能性あり。省エネ対策や環境配慮型の材料や技術が進む見込み。特に鉄鋼供給が不安定な時期には不安定要素が増える可能性あり。	工期短縮とコスト削減の効果から好まれる傾向あり。省エネ対策や環境配慮型の材料や技術が進む見込み。特に鉄鋼供給が不安定な時期にはコスト面で不安定要素が増える可能性あり。	カーボンニュートラルやSDGsの達成に需要増の可能性あり。「CLT」など新しい木材技術も注目されている。地元の木材を使用した建築は地域経済を活性化させる可能性あり。大量の木材利用では確保に不安定要素あり。

3 耐震安全性の目標

国土交通省大臣官房庁営繕部監修「(平成25年制定)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説_令和3年度版」において、施設の性質に応じた建物の耐震安全性の目標が定められています。新施設は、土砂災害・水害・地震などの災害発生時に建物の設備や機能の被害を最小限に抑え、防災・災害復興の拠点としての機能を維持する必要があることから、耐震安全性の目標でいう「構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類」を目標とします。

(耐震安全性の目標)

部位	分類	重要度係数	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	1.50	大地震動*後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	1.25	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物として使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	1.00	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるか、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A類		大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類		大地震動後により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な施設機能を相当期間継続できる。
	乙類		大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：(平成25年制定)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説_令和3年度版

※大地震動：震度6強から震度7を想定

4 設備整備

平常時及び災害時にライフライン（電力・通信・給排水・ガス等）が途絶えた場合でも、災害対応等の活動を継続できるよう、設備機能維持の観点から設備計画を検討します。また、ランニングコストの最適化を図りつつ、維持管理や機器更新の作業が容易かつ効率的に実施できる計画とし、以下に示す設備の導入を検討します。

（導入を検討する主な設備）

項目	導入を検討する設備
電気設備	2回線受電設備（本線・予備電源方式）、非常用照明電池内蔵型、LED照明、照度センサー・人感センサーによる制御、受変電設備、OA用電源配線等、OA用情報配線等、急速充電装置、構内配電線路、構内通信線路
通信設備	電話通信設備、放送設備、自動火災報知機設備、防犯設備、テレビ受信設備、監視カメラ設備、音響設備、公衆無線設備、情報通信設備（3回線）
空調設備	空冷ヒートポンプエアコン、温度センサー・人感センサーによる制御
給排水設備	上水・雑用水の2系統給水、非常用排水槽、雨水貯留槽
その他設備	エレベーター設備、非常用発電装置、太陽光発電設備

5 省エネ・環境共生への配慮

電気設備や空調設備などの導入に際する配慮事項も含めて、環境への負荷が少ない施設整備を目指します。

このため、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入、遮熱・断熱効果の高い壁材やガラス窓の導入、雨水や処理水の活用などについても検討します。その上で、施設のZEB化も検討します。

6 整備内容

新施設で整備が必要な内容については、以下のとおりです。

災害時	平常時	主な整備の内容	想定面積
防災対策室	会議室	消防団等の平常時対策会議や図上訓練等、災害時の本庁等とのオンライン会議等に必要な設備 ・机、椅子、電話、TVモニター、PC、プリンター、インターネット環境、公衆無線Wi-Fi、ホワイトボード	45 m ²
自主防災組織活動室	自主防災組織活動室 （輝けフロンティアのじり事務所兼）	自主防災組織等の平常時の会議や勉強会、災害時の支援活動に必要な設備 ・机、椅子、電話、TVモニター、PCプリンター、インターネット環境、公衆無線Wi-Fi	25 m ²

災害時	平常時	整備の内容	想定面積
消防団待機スペース	市民交流スペース コワーキングスペース 学習・読書スペース バス待合スペース	平常時は有事に備え消防団や自主防災組織の訓練等、地域交流及び多目的空間として活用、災害時は即時転換を図り、消防団等の活動拠点として待機スペース、住民の一次対応スペースとして必要な設備 ・机・椅子、電話、TVモニター、PC、公衆無線Wi-Fi、スマートフォン用コンセント、USBポート、ソファ、テーブル、書架、赤ちゃんステーション、音響設備	280 m ²
住民一次対応スペース	多目的イベントスペース 議会パブリックビュースペース 赤ちゃんステーションスペース 選挙スペース		
男性消防団員休憩・仮眠室	貸し会議室	災害時は男性消防団の仮眠等スペース、平常時は市民等への貸し会議室 ・机、椅子、公衆無線Wi-Fi	42 m ²
女性消防団休憩・仮眠スペース	貸し会議室	災害時は女性消防団の仮眠等スペース、平常時は市民等への貸し会議室 ・机、椅子、公衆無線Wi-Fi	25 m ²
非常用備蓄物資倉庫・防災備品倉庫		市民の備蓄物資倉庫 避難所対応備品倉庫 ・棚	40 m ²
資機材倉庫		消防団活動等の資機材倉庫(高架式) ・棚	20 m ²
ミニキッチン		消防団等の待機時の食事休憩 ・冷蔵庫、IH調理器、流し台	15 m ²
男子トイレ		男子トイレ ・大・小便座、手洗い場	36 m ²
女子トイレ		女子トイレ ・大・小便器、手洗い場	50 m ²
多目的トイレ		多目的トイレ ・多目的に利用できる設備	13 m ²
シャワー室		シャワー室(男女兼用) ・シャワー、脱衣所	13 m ²
図書館野尻分館		市立図書館野尻分館として必要な機能	200 m ²
管理室		施設管理に必要な設備 ・受付カウンター	20 m ²
その他(ロビー、階段、エレベーター、物入等)			170 m ²

※図書館野尻分館の整備内容

主な構成	整備の内容
サービスカウンター・事務スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・総合案内・貸出・返却・予約・リクエスト・利用者登録等の受付を行う。 ・車いす利用者も利用しやすい仕様とする。 ・カウンターバックは予約資料等を置く書架、図書館利用に関係する書類・申込書等を収納するキャビネットを備え、ブックトラックを使用した作業ができるスペースを確保する。 ・カウンターから事務作業室はスムーズな動線を確認し、職員の連携が効率よく行うことができる配置とする。 ・職員が検索やデータベース利用等を行う端末や、外部機関等とやりとりするための電話を設置する。 ・職員が利用する業務用端末等を必要数設置できる仕様とする。 ・カウンターは利用者のプライバシーに配慮した仕様とする。 <p>【想定する什器・備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンター、業務用端末、電話、書架、ブックトラック、印刷機
書架・閲覧・ブラウジングスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・図書約2万冊を配架し、必要収容力を満たす書架空間を整備する。 ・各所に座席や閲覧スペースを設け、利用者が各自のニーズに応じた閲覧席を自由に選んで利用できる空間とする。 ・壁面書架を活用する等により、低書架と高書架のメリハリのある見通しのよい書架配置とする。 ・書架間の通路幅員は、ベビーカーや車いす等と人とが対面通行可能な動線幅とする。 ・地図類や大型本を配架できる書架を設置する。 ・新着図書、季節や時々の話題に関する資料を展示するコーナーを設ける。 ・空間の連続性、スペースの共用、他の機能との稼働日の違い等に対応したレイアウトと設備とする。 ・一般と乳幼児向けでエリアを分け、それぞれに適した閲覧空間を設ける。 <p>【想定する什器・備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書架、展示書架（新刊、企画）、大型書架、閲覧席用椅子、机、スツール、掲示板、インターネット環境
新聞・雑誌コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・当日新聞を配架し、利用者が閲覧できるスペースとする。 ・新聞用書架及び過去の新聞を収納できる棚を設置する。 ・雑誌用書架は、表紙を見せてディスプレイできる形態とする。 <p>【想定する什器・備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞書架、新聞閲覧台（傾斜型）、雑誌書架
学習スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・静かな環境で学習できるスペースとする。 ・席が不足する際には、施設共用部等に対応できる設備とする。 ・集中して勉強や調べ物等ができるスペースとする。 ・階層構成等によっては複数箇所に配置することも検討する。 ・インターネット予約対応席とする。 <p>【想定する什器・備品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子、仕切り

7 整備イメージ



(災害時) 消防団待機スペース
(平常時) 市民交流スペース



(災害時) 消防団待機スペース
(平常時) 市民交流スペース



資機材倉庫



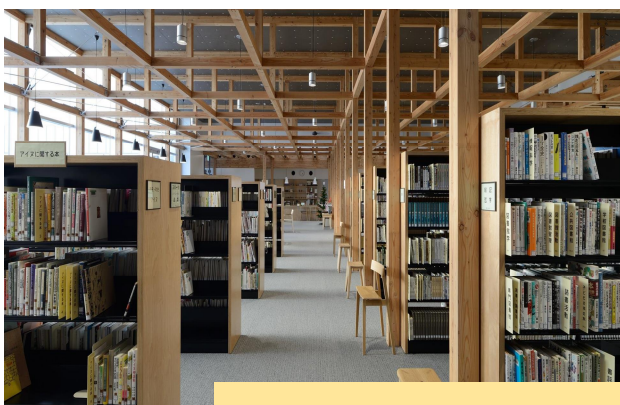
非常用備蓄物資・避難用備品倉庫



防災訓練実施イメージ



(災害時) 消防団休憩仮眠スペース
(平常時) 貸し会議室



図書分館（一般用書架空間）



図書分館（乳幼児用書架空間）

■別館：「野尻庁舎」

野尻庁舎（公用施設）は、現別館を改修し新施設と一体的に活用するために必要な改修を行います。

1 整備方法

野尻庁舎については、行政機能を中心に配置する計画として、防災機能、セキュリティ機能及びユニバーサル機能の強化を図る整備を行います。

2 整備内容

フロア別、スペース別の整備内容については次のとおりです。

(1) フロア別

1階：地域振興課、住民生活課、農業委員会事務局野尻農地調整グループ

2階：会議室、地域団体事務所 等

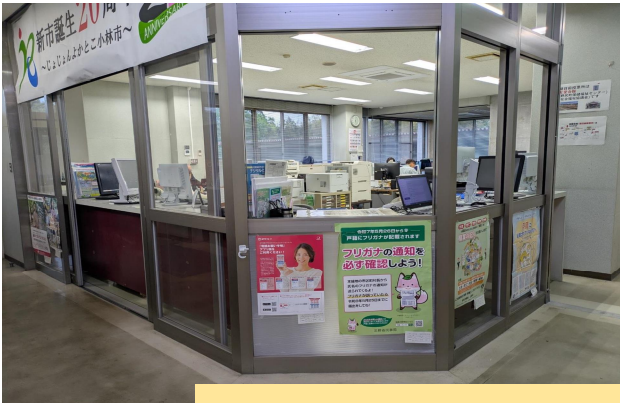
フロア	内容
1階	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能のセキュリティ設備の機能強化 新施設と連動したバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化 平常時、災害時とも機能する防災機能の強化
2階	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体、会議室（いずれも時間外も利用）を配置するため、新施設との連動、市民利用、時間外利用を想定したセキュリティレベルのゾーン分け 新施設と連動したバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化

(2) スペース別

スペース	内容
執務室	<ul style="list-style-type: none"> 窓口カウンターと執務スペースが一体化されたオープンフロア 窓口カウンターは、来庁者、職員の双方が椅子に座って利用 稼働日や時間の違いや、オープンフロアに対応した防犯・セキュリティ設備等を整備（施錠、シャッター、フラッシュドア等）
窓口 待合所 打合せ 個別相談室	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーに配慮した窓口の仕切り整備 住民の手続中の待合スペースの整備 職員間、事業者等との窓口以外の打合せスペース（オープン環境及びクローズド環境）整備 防音機能の付いた個別相談室の整備
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> 色や数字、多言語を活用した構成とし、組織改編などに柔軟に対応できるディスプレイ式案内表示の整備。新施設からの案内表示も行い、統一感のある表示整備
会議室	<ul style="list-style-type: none"> 行政利用だけでなく閉庁時などの市民や各種団体の利用を想定した環境整備 農畜産業、建設業等に従事する市民が利用することも考慮し、作業用の服装でも利用しやすい配慮と工夫
その他	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電装置の整備、サーバー室、休憩室の確保

3 整備イメージ

(現状)



受付の様子



窓口の様子



記載台と待合スペースの様子



階段、昇降椅子

(整備後イメージ)



窓口カウンター



個別相談室



新施設からの案内表示



新施設と統一感のある案内表示

■ 「外構」

1 整備内容

新施設南側及び野尻庁舎北側スペースに駐車場等を整備します。

新施設南側スペースは、野尻防災交流拠点の正面駐車場として、災害時には緊急車両及び災害対応従事者等のための駐車スペースとして整備するとともに、ソーラーLED外灯など災害時にも機能する照明の整備も行います。平常時は、野尻防災交流拠点利用者のための駐車スペースとして活用します。

野尻庁舎北側スペースは、災害時は災害対応従事者等、平常時は野尻防災交流拠点利用者のための駐車スペースとして必要な整備を図ります。

2 整備イメージ



ソーラーLED外灯の例



スマホ充電スタンドの例

■ 野尻防災交流拠点の整備の一例

本計画の内容を踏まえた整備について、以下に整備の一例を示します。

- ・ 災害時利用平面図 (例) 1階
- ・ 平常時利用平面図 (例) 1階
- ・ 災害時利用平面図 (例) 2階
- ・ 平常時利用平面図 (例) 2階

平常時



図面番号	野尻防火交流拠点整備事業 1階平面図 (例)	縮尺	1/500
工事名称	野尻防火交流拠点整備事業	設計	小林市野尻町東郷1183-2
図面名称	1階平面図 (例)	設計年月日	R8.4
図面番号		TEL	0984-4-1100

災害時

災害時利用 2階平面図 (例)



記	月 日	設計	工事名称	図面番号
・	・	野尻町東麓 1183-2	野尻防災交流拠点整備事業	⑤・第
・	R 6 . 4	野尻町	野尻防災交流拠点整備事業	欄・第
・	TEL : 0984-4-1100	野尻町舎 地域振興課	2階平面図 (例)	空
・			図面資料	編式 S=1:150

第6章 概算事業費及び事業スケジュール

1 概算事業費

野尻防災交流拠点整備事業について、既存の本館建物を解体後に、新施設「（仮称）野尻防災交流施設」を新設するとともに別館を野尻庁舎として機能向上に係る改修工事を実施します。

新施設は、延床面積約 1,000 m²とし、最近の全国の公共施設コスト等から、建設費（実施設計、外構工事、非常用発電装置、仮設トイレ経費等含む）として約 12 億円を見込みます。

また、新施設建設費に加え本館解体費約 2.5 億円、野尻庁舎改修費約 0.5 億円を含み、全体の概算整備事業費は、約 15 億円（税込）と想定します。

なお、概算整備事業費は、事業費を確定するものではありません。

（各概算事業費） (単位：億円)

内容	概算事業費
新施設建設費	12.0
本館解体費	2.5
野尻庁舎改修費	0.5

2 財源

整備事業費の財源は、主に地方債を想定しています。

地方債については、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債、地域脱炭素推進事業債、過疎対策事業債、こども・子育て事業債等の活用が見込まれます。

国や県と連携しながら、当該整備に活用できる有利な財源の積極的な活用に努め、市の財政負担を軽減します。

ただし、現在の世界情勢不安を踏まえ、過剰な物価高騰等、財源確保の見通しが立たない場合は、本計画の変更も検討します。

3 事業スケジュール

国においては、地方自治体に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を示すなど、民間の豊富な経験やノウハウを積極的に活用した事業手法での公共事業を推進しています。野尻防災交流拠点整備事業においても、従来方式の事業手法に加え、良質なサービスの提供や財政負担の縮減などの観点から PPP 手法等の効果や課題を比較し、事業スケジュール等を考慮した上で、どの事業手法で整備していくのか検討します。

野尻防災交流拠点整備に当たっては、従来方式（設計、施工を分離して発注）、デザインビルド方式（設計、施工を一括で発注）及び両方のハイブリッド方式での事業方法が考えられます。

耐震性能の早期確保、時限措置である「緊急防災・減災事業債」の活用を見据えるとと

もに、建設物価の変動や上昇傾向、市の財政運営状況等を総合的に勘案し、最適と判断される事業手法及び事業スケジュールを採用します。

(事業手法の種別)

事業手法	内容
「従来方式」 設計・施工分離発注方式	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な手法で多く採用されている、設計と施工をそれぞれに分離させて発注する方式 ・公共事業での採用実績が多い ・設計により確定した仕様を条件として施工の発注を行うため、施工業者に対して進捗や品質の確認がしやすい ・それぞれに発注手続きを行うため事業期間が長くなる ・設計者と施工業者の間で認識の違いや調整が生じ、施工段階で設計変更が必要になる場合もある
「DB(デザインビルド)方式」 設計・施工一括発注方式	<ul style="list-style-type: none"> ・設計と施工を一つの企業又はチームが一貫して担当する方式 ・デザイン性や施工品質のバランス、工期短縮やコスト管理の効率化を求めるニーズが高まり採用されるケースが増加 ・設計と施工が同時並行で進めるため工期短縮が可能 ・設計と施工が一貫して行われるため設計段階から実現可能なプランの提案と予算管理のしやすさからコストオーバーランのリスクを低減 ・一括契約であるため、適切な業者を選ばないと品質に問題が生じることがあるため信頼できる業者を選定する必要あり
「従来方式」「DB方式」 ハイブリッド方式	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する中で、各方式の特徴や利点を踏まえて発注内容に応じて各方式を採用するもの

(事業手法別の事業スケジュール例)

年度等	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	緊急防災・減災事業債(令和8年度～12年度)				
従来方式	基本方針 基本計画	発注 実施設計	発注 解体	発注 建設工事	
DB方式		発注 実施設計・解体・建設工事			

第7章 その他

1 運営管理方法

運営管理に当たっては、効率的かつ効果的な運営管理方法の検討を行い、経費削減に努める必要があります。詳細内容は今後の設計段階で十分に検討していくこととします。

2 周辺地域整備

野尻地区公民館は今後解体し、立地する敷地について、有効活用を検討します。また、現庁舎はアクセス道路や正面駐車場が狭く、災害時の大型車両等の出入りに課題があります。災害時対応の観点から、野尻防災交流拠点を中心とした有効活用を図るため、地区公民館敷地は平常時は市民交流広場、災害時には物資の集積や緊急車両の拠点としての活用を見込み、具体的には立地適正化推進計画において整理することとします。

(設置)

第1条 市民サービスの維持・向上を図ることを目的に、老朽化した小林市野尻庁舎の改築を推進するため、小林市野尻庁舎改築推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野尻庁舎改築の基本方針及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 野尻庁舎の複合施設化に関すること。
- (3) その他小林市野尻庁舎改築の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は野尻総合支所長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員が委員会の会議に出席できないときは、当該委員が指名する者が代理で出席することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に規定する所掌事務に係る実務的かつ個別専門的な事項について検討及び調整を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループ長は、野尻庁舎地域振興課長が指名する野尻庁舎地域振興課主幹をもって充てる。
- 4 グループ員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループの会議は、必要に応じてグループ長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を野尻庁舎地域振興課に置く。

- 2 事務局長は、野尻庁舎地域振興課長をもって充てる。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務の完了をもって、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月22日告示第67号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月15日告示第182-2号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
総合政策部長
経済建設部長
教育部長
財政課長
管財課長
企画政策課長
建設課長
社会教育課長
農業委員会事務局長
野尻庁舎住民生活課長

別表第2（第6条関係）

管財課長が指名する管財課主幹
建設課長が指名する建設課主幹
社会教育課長が指名する社会教育課主幹
農業委員会事務局長が指名する農業委員会事務局主幹
野尻庁舎住民生活課長が指名する野尻庁舎住民生活課主幹

(設置)

第1条 小林市野尻庁舎(以下「庁舎」という。)の改築並びに住民サービスの向上及び交流の場の創出を目的とした庁舎の複合施設化について検討するに当たり、小林市野尻町の区域の市民及び関係者の意見を反映させるため、小林市野尻庁舎改築市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 庁舎に求める必要な機能及び役割に関すること。
- (2) 庁舎の複合施設化に関すること。
- (3) その他庁舎の改築に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体の長が推薦した当該団体に所属する者
- (2) 野尻総合支所長
- (3) 総合政策部長
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、野尻総合支所長及び総合政策部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長は、会長が指名する。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録の作成等)

第7条 懇話会は、会議の要旨について会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録は、小林市情報公開条例(平成18年小林市条例第10号)に基づき、適切に管理しなければならない。

(事務局)

第8条 懇話会の事務を処理するため、事務局を野尻庁舎地域振興課に置く。

- 2 事務局長は、野尻庁舎地域振興課長をもって充てる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条の規定による報告の日に、その効力を失う。